

平成 31 年

南三陸町議会会議録

第 2 回定例会 3 月 5 日 開 会
 3 月 20 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 31 年 3 月 12 日 (火曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 5 日目)

平成31年3月12日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者兼出納室長	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	阿部修治君
綜合支所長	佐久間三津也君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
總務課長補佐 兼總務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育總務課長	阿部俊光君
生涯學習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 浩
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和

議事日程 第5号

平成31年3月12日(火曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第17号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第18号 南三陸町石泉活性化センター等設置及び管理条例を廃止する条例制定について
- 第 4 議案第19号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第20号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第21号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第22号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第23号 工事請負変更契約の締結について
- 第 9 議案第24号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第25号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第26号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第27号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第28号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
- 第15 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第32号 業務委託変更契約の締結について
- 第18 議案第33号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第19 議案第34号 副町長の選任について
- 第20 議案第35号 監査委員の選任について
- 第21 議案第36号 教育委員会教育長の任命について

第 2 2 議案第 3 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 2 3 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度南三陸町一般会計補正予算 (第 6 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 8 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

昨日は追悼式、大変ご苦労さまでございました。

本日も定例会よろしく願いいたします。議員はボランティアでいいなどというようなことを言われぬような活発なご発言を期待いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出がありこれを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

総務課長から3月10日日曜日に発生した火災の状況について発言したい旨の申し出がありましたので、許可いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

3月10日日曜日に発生いたしました火災につきましてご報告させていただきたいと思っております。

発生の時間でございますが、午後1時10分、場所は歌津字大沼でございます。

罹災の状況でございますが、建物の物置からの出火でございます。周辺のプレハブなど5棟全焼いたしました。それから、近くにとめてありました車両3台が焼失いたしました。また、風にあおられまして飛び火し北側山林に延焼いたしました。下草などを延焼して消化されました。

春先の火災でございます。乾燥しております時期ですので、今後、一層注意してまいりたいと考えてございます。以上です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番高橋兼次君、11番星喜美男君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第17号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第17号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

冒頭、議長からお話がありましたように、きのうは丸8年を迎えた東日本大震災追悼式を開催いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、ご出席、ご参列を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

ただいま上程されました議案第17号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、軽自動車税の環境性能割の減免の基準に関し定めたいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） おはようございます。

それでは、議案第17号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は議案書の34から35ページ、新旧対照表は議案関係参考資料（2冊の内1）の49から51ページになります。

まず、資料にはございませんけれども、これまでの条例改正等の経緯について簡単にご説明申し上げたいと思います。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年に施行されまして、当初は平成29年4月に予定されていた消費税率10%引き上げ時に自動車取得税を廃止し、かわりに燃費の性能に応じて税率が決まる環境性能割を導入して、これまでの軽自動車税は種別割に変更になる予定でございました。

環境性能割は、都道府県税である自動車取得税を廃止して自動車税と軽自動車税に適用することから、関係する町税条例等の一部改正につきましては平成28年5月の第4回臨時会でご承認をいただいていたところでございます。

また、消費税率引き上げ時期につきましては平成31年10月に延期されていましたが、今般実

施が見込まれますことから、地方税法の規定に基づきまして軽自動車税の環境性能割の減免等に関しその細目を定めるため、南三陸町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の具体的な内容でございますが、議案関係参考資料で説明させていただきますので、議案関係参考資料新旧対照表の49ページをごらんください。

改正点は、軽自動車税の環境性能割の非課税と減免特例の2点でございます。

第15条の2をごらんください。

軽自動車税の環境性能割は、当分の間、市町村にかわって都道府県が自動車税と同じ取り扱いで賦課徴収することになってございます。ただし、この税は市町村税でありますことから、非課税と減免の規定につきましては市町村の条例で定めることになります。

1点目は非課税規定の設定でございます。改正案の第15条の2の2を追加いたしまして、非課税の対象となる車両について、地方税法の規定によりまして日本赤十字社が所有する軽自動車税とするものでございます。

次に、49ページ下段から50ページをごらんください。

2点目は、減免規定でございます。減免につきましては、第15条の3に2項を追加いたしまして対象となる車両等を規定していますが、減免の手續や基準につきましては、市町村間で混乱を招かないように県内統一する方向のため、県の基準に準拠する旨の規定を整備するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。1点お伺いします。

震災で赤十字から多くの車両をいただいております。現在、何台ぐらい所有しているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 手元に詳しい寄附者別の台数の集計表がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 赤十字社に限らずなんですけれども、非課税規定で今対象になっている車、年間大体70台から80台くらいがそういった対象の車になってございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 赤十字以外にもあるということ、70台から80台ということですが、公用車はほとんどがそういう形になるのかなと思いますけれども、ここの規定は赤十字の取得したものということなんですけれども、70台から80台に関しては、多分、半分ぐらいが赤十字かなと思われましてけれども、そのほかの車両は減免になるのか、ならないのか、ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 大変失礼いたしました。説明不足だったようなんですけれども、公用車はもともと非課税ということなんですけれども、そのほかに日赤であったり社会福祉協議会で持っている車につきましては、課税免除になるというような形でございます。そのほかに、今回出てきました減免対象なんですけれども、身体障害者手帳等をお持ちになっている方につきましては、そのほかに大体同じく七、八十人ぐらいが減免の対象になっているということで、合わせますと年間大体150くらい前後がそういった対象になるということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 役場の公用車だけでなく社協の公用車も減免対象という解釈でよろしいですか、ただいまの説明の話の中。そうすると、役場だけでなく社協も対象ということですね。そのほかにないんですか。障害者の方もあるということなんですけれども、事業所は社協のほかに事業所はないんですか、減免対象のものは。あとはないですかということです。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと手元に台帳がないのでわからないんですけれども、多分ないと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。

私も該当車両をお聞きしたかったんですけれども、前議員のあれで約150台ということがわかりました。そこで伺いたいのは、大体減免額はどれぐらいになるのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 大変失礼いたしました。

平成30年度の実績で申し上げますと、身体障害者減免になっている台数が51台でございます。税額にして37万100円。それから、先ほどの非課税の分70台というお話をしたんですけれども、こちら18台でございました。金額にして11万6,900円ということで、合わせまして69台で48万7,000円ということでございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 先ほどの7番議員からのご質問で、日赤からの寄附車両の台数というところでは、現在、14台所有しております。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 申告で忙しいところ、課長、済みませんでした。

大体台数が、それでは最終的に確認させていただくと69台、そのうちの日赤の分が14台、そして今回の条例の改正に当たって減免になる金額が48万7,000円ということによろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） たびたび申しわけございません。説明が下手で大変申しわけなかったんですけれども、今のこれまでの話でいきますと種別割の部分の減免の金額がそれということで、今度の環境性能割といいますのは、これまでの自動車取得税に関する条例でございますので、直接今までの分と関係なく、これから10月以降、50万円以上の新車、中古車に係る税金でございまして、税率が次のページに書いてあるんですけれども、1%から3%ということで、環境の性能に応じて電気自動車だと非課税であったりということになります。新年度予算で大体、どうなるかわからないんですけれども、とりあえず150台程度の台数を見込んでいるということで、今までの軽自動車税の減免規定とはまた別と考えていただきたいんですけれども。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終了いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 南三陸町石泉活性化センター等設置及び管理条例を廃止する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第18号南三陸町石泉活性化センター等設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 町長、説明。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号南三陸町石泉活性化センター等設置及び管理条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、活性化センターいずみ及び体験農園について、公の施設から廃したいため、当該条例を廃止するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、議案第18号南三陸町石泉活性化センター等設置及び管理条例を廃止する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書は37ページの廃止条例になります。

今回の廃止の内容についてでございますが、活性化センターいずみ及び農園は、地域の石泉集落が指定管理者として管理運営してきたところでございます。その指定管理契約が今年度末で指定期間が満了になります。現状、町内の全ての地域集会所については、各行政区で自主的に管理運営している状況を踏まえ、以前より石泉地域への譲渡に向けて協議を進めてきた経緯がございますが、活性化センターいずみは、当初集会施設として建設されたものではなく農村施設として建設された経緯等があり施設が大きいため、地域住民による自主的な管

理運営に対する不安が大きく、施設譲渡が円滑に進まなかった経緯がございます。

しかしながら、昨年12月補正予算の承認をいただき、譲渡する際の課題であった施設の内外装の修繕工事を進めているところであり、また昨年10月25日、地区総会において施設の譲渡を受けることを全会一致で可決されたところでございます。

したがって、町指定管理期間満了である平成31年3月31日をもって当該施設を石泉集落へ譲渡するため、石泉活性化センター等設置及び管理条例を廃止するものでございます。

以上、細部説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 地元の人たちとよく協議なされたようなんですけれども、この施設は地区の割には大き過ぎると言いましたけれども、県の事業でやった施設だと思われま。そして、ここは震災のときも歌津町内の人たちが避難所として使った場所でもあり、今でも石泉地区だけではなくて農園などを町内の人たちが借りたりしていた施設でござい。

そうすると、地元の人たちからは承諾を得たといいますけれども、一番は燃費、光熱費の関係が問題に出たと思われまけれども、今後使う場合、ほかの集会所と同じくそういう燃費関係、光熱水費は地元負担になると思われまけれども、その辺もきちんと話し合っ了解を得たのかどうか。今後、それはばっちり3月31日で切って終わりですよという形になるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 維持管理の関係に関するご心配ということでのご質問でございます。石泉の活性化センターいずみにつきましては、平成27年より譲渡に向けた話し合いを進めてまいりました。議員ご心配の光熱水費という部分に関しましても、地域住民のご理解をいただいて、今後、今年度末で石泉地区に譲渡いたしまして全て石泉地区の方が管理運営するという内容になっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 27年から話し合ってきたといいますけれども、ネックは光熱水費、維持管理の問題で折り合いがつかなくて今まで来ているということなんですけれども、その辺の了解がきちんと得られて、そして、またさらに何らかの石泉地区だけで使うものではないので、葬儀などもあの会場でやっておられます。そうした場合、何らかの形で何%でもいいですのでそういう助成などを考えていくのか、その辺もどのような話し合いになったのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 譲渡に関して最大のネックに関しましては、光熱水費、維持管理ということではなくて、施設建設から20年ほどたっておりまして内外装が非常に老朽化しているという部分で、今後の維持管理経費がかかるのではないかとというようなことでの心配でございました。それも先ほど申し上げましたように12月補正の承認をいただきまして、現在、内外装全て工事をしているという中で、それであれば受けますよという、先ほど言いましたように全会一致を受けて譲渡に踏み切っているという内容でございます。

今後、そういった助成等あるのかという部分に関しましては、もう地区に譲渡いたしますので助成等はございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、そういうことを聞いて安心しましたので、今後とも住民の話を十二分に聞いて、うまく地元の人たちと折り合いをつけて今後とも事業を進めていっていただければありがたいと思いますのでお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ちょっと関連になりますけれども、今、いろいろ震災によって集落人口の移動があるわけですが、こういうことも1つの発端になろうかと思いますが、行政区の再編、いろいろな意味で急ぐべきじゃないのかなというような思いがするんです。今、前者、維持管理の面で心配されているような意見を出しましたが、それにもつながることでありますので、全般的にやはり行政区の再編というものを急いでやるべきじゃないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 全庁的な意味でというご質問でございますので、今回の議会の中で仮設住宅廃止に伴っての行政連絡員さんの報酬を削除する議案を出させていただいた際に、少しその点触れさせていただいたんですけれども、震災後、実は新たに仮設の集落を集積して10の行政区に新たに新設されるような見通しで現在動いております。こちらの方々においては、議員今おっしゃるように、さまざま施設の運営費なども含めて共益費をどのように扱って公平性どのように持っていくかというところの議論を積み重ねて、一つ一つの行政区、今立ち上げを進めているところでございます。新年度から新たに行政区となる地域も複数ございますので、残っているところについても、なお新設に向けてサポートをしているところ

でございますし、これからもし続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 行政区、区長さん方をお世話するにおいても、複雑に移動があったりしてどこからどこまでなのかということで大分苦心しているようでありますので、できるだけそういう方向で早目に改編お願いしたいなと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

活性化センターを払い下げることによって、維持管理というか年間どれぐらい軽減されるのか、町の負担がどれくらい減るのか伺いたいと思います。

あともう1点は、今後、同様の公の施設から今回のような事案の予定の施設があるのか、協議中のところはあるのか、2点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、維持管理経費でございますけれども、光熱水費だけではないんですけれども、維持管理経費に係る決算を見ますと約27万円年間かかっているところです。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 公の施設、特に集会所を地元の方々に譲渡するといったような状況の施設につきましては、現在のところはそういった協議に入っている施設はございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 年間27万円ぐらいということでわかりました。そこで、前議員の質問からもあったように当該地区に補助はないということなんですけれども、この27万円、もし同じように使っていくと受益者負担が結構あるんじゃないかと思うんですけれども、当面というか一、二年はある程度何かの形での補助みたいのが必要だとは思うんですけれども、そういった考えは当局にないのかどうか伺いたいと思います。

あともう1点は、集会所に関しては、今後、こういった事案がないということなんですけれども、もう少し広げて各種施設で、したいのはやまやまなんでしょうけれども、協議、検討している施設は現時点で、発表できる時点であるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、1点目のご質問を回答させていただきます。

石泉集落につきましては、確かに1人当たり年間、負担金という形で地域で集めているとい

う状況でございます。

それで、そのほか何か、例えば、町からの助成はないのかというご質問ですけれども、助成ではなくて、活性化センターいずみにつきましては、あわせて農園の方も譲渡という形で…
…。済みません、農園につきましてはそのまま地区の人に使うてもらうことでございます。
農園ではなくてその周辺なんですけれども、町有地になってございます。今までは指定管理料の中で隣接する町有地も草刈り等を地域の方にやっていただいていたんですけれども、そういった意味で、今回、町有地の管理料という形で新年度予算に予算をとっているという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 集会所以外の公の施設で譲渡をする目的でというお話ですが、そういった施設も現在のところはございません。ただ、指定管理の導入については以前にもお話ししたことがあります。公民館などに適用できないかという検討は今後させていく予定でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最後、1点だけ伺いたいんですけれども、草刈り代金等で地区にお金が入るということなんですけれども、そこで、先ほど課長答弁あった地区の方たちが、私もそうなんですけれども、よく総会とかで集められる金額なんです。今回の譲渡によってふえるのか、現状のままだったのか、そういった打ち合わせの段階でおわかりでしたら伺って終わりとさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 地区の総会の中で、具体的に現状幾らの金額が幾らになるという、そういった細かい金額までは私どもでは把握しておらないところなんですけれども、先ほど12月補正で内装工事という部分でお話しさせていただいたんですけれども、今回、電球を全てLEDに交換いたしました。そういった意味で、年間27万円というお話をさせていただいたんですけれども、電気量はかなり低く抑えられるのかなと考えているところでございます。そういった意味では、そんな極端に年会費が上がるということはないのかなと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。ないですか。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第19号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第19号工事請負契約の締結についての細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料（2冊の内2）1ページをお開き願います。

工事名が、平成30年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事でございます。

工事場所は、志津川字平井田地内となっております。

工事概要でございますけれども、本路線につきましては国道45号と荒砥地区を結ぶ2キロ余りの幅員2メートルないし3メートルの町道でございます。この沿線には荒砥地区の防災集団移転団地が位置しておりまして、今回、このうち国道45号から135メートル区間を幅員5メートルから6メートルに改良するものでございます。

主な工種でございますが、切り土が約3,000立米、それから盛り土が114立米でございます。

以下、記載のとおり排水工、のり面保護工を計画している状況でございます。

入札につきましては、平成31年2月13日に執行してございます。

入札方法につきましては、制限付一般競争となっております。

入札参加業者は、記載の4者でございます。

入札執行状況等につきましては、7から12に記載のとおりとなっておりますのでご確認をお願い申し上げます。

なお、入札額の最高額につきましては9,200万円、最低額は8,600万円となっております。

工事期間は、本契約の締結日の翌日から平成31年3月29日となっておりますが、後日、予算繰越のご承認をいただけましたらば、平成31年9月末日まで変更したいと考えてございます。

2ページは仮契約書になりますのでご確認をお願い申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。平面図、標準断面図を添付してございます。

今回の施工箇所につきましては、国道45号との交差点から135メートルの区間になりますので、図面では左側の赤く着色した区間が今回の工事箇所になります。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。
7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いします。

場所的には、これで見ると清水からの入り口と推察されますけれども、この道路、復興工事の車両が大分行き来したところだと思いますけれども、そういう復興予算絡みの事業というものはできなかったのか、そういう復興工事のために道路が、もちろん震災にも遭っているところですが、そういう事業費の割合……。場所がちょっと私もこれでわからないんですけれども、場所をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 本路線につきましては、幅員が2メートルから3メートルでございますので、復興工事には一切逆に使えないという状況でございます。

それから、起点につきましては、国道45号のタカノ鐵工さんがございますけれども、ちょうどその向かい側といいますか海側が起点となっております。現場に行くとわかるんですが、非常に狭い道路となっております。ここにつきましては、防集団地が位置しているということで、まだ幅員については3メートル前後の町道しかなくて、緊急車両等の通行に大変支障となっているということがございますので、今回、それもございまして、それと実は

この路線につきましては地区から合併以前から整備の要望があったようでございます。今回、防集団地等もあるということで、一日も早く安全を確保したいということがございまして、復興枠を使いまして今回、整備をしているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 場所の勘違いをしていましたけれども、新たな復興住宅の裏から通ってきて国道45号線のタカノ鐵工さんに抜ける道路のような説明ですけれども、ただいま救急車が現在通れない状況なので、幅員を広くして救急車の通れる道路にするという解釈でよろしいでしょうか。そうであればなおいいんですけれども、2メートルというと救急車通れないと思うんです。その辺の心配がありますけれども、ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員ご推察のとおりでございまして、いまだ緊急車両の通行に難儀しているという状況でございますので、今回は国道側でございますけれども、次の次あたりの議案で関連のものが出てきますので、そこでもう少し詳しくご説明申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なし、終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第20号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、説明。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度寄木橋及び寄木線外2路線道路災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第20号工事請負変更契約の締結についての細部説明を申し上げます。

議案書の39ページをごらん願います。

本工事は、平成28年度において3年間の債務負担を設定し、平成29年3月16日に本契約を締結してございます。

今回の契約は、現請負額8億8,128万円から2億4,847万2,360円を減額し、6億3,280万7,640円とするものでございます。

主な変更点でございますけれども、1点目、橋脚施工に伴う施工方法の変更、2点目、関連する他工事との調整により道路工事の一部を減とする、以上の2点となっております。

議案関係参考資料（2冊の内2）4ページから5ページに仮契約書が添付されておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

関係参考資料6ページをお開き願いたいと思います。

橋脚工の施工方法の変更を説明申し上げます。

工事に当たりまして、河川管理者との協議を実施してございます。協議の中で、工事の施工については非出水期、いわゆる冬期間に工事をする事、工法につきましては仮栈橋を施工してやる事という条件をつけられてございました。しかしながら、他工事の調整、それから工期の短縮を図る場合、通年施工する必要がございましたので、再度、河川協議を実施してございます。その中で、仮栈橋工法から盛り土工法に変更が認められましたので、工法変更の上、工事を実施しております。

7ページ目をお開き願います。

本工事において、3路線の復旧を計画されてございます。1つが寄木線、2つ目が寄木支線、それから袖山線の3路線でございます。

このうち、他事業との高低調整により施工時期が大幅におくれることとなったため、寄木線196メートルのうちの80メートル区間、それから寄木支線196.6メートル、図面で申し上げますと黄色い部分になりますが、ここの施工を減工とするものでございます。

なお、今回減工となったものにつきましては、国道45号の本復旧が完了後に現在の仮道路を撤去し、その後の工事の施工となる予定となっております。

施工時期につきましては、今後とも国土交通省と協議をしながら決定していきたいと考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2点ほどお伺いします。

現在、伊里前の川、寄木橋がかかっておりますけれども、かなり高いところでかかっておりますけれども、あれの今黄色で示している80メートルになるんですか、どのぐらいのところの取り付けが寄木に行って高さですり合わせになるのか、それが1点。

それから、7ページの図面によりますと、仮道路のくぼみ、くぼ地、あれが今、土が取られてくぼ地になっておりますけれども、あれは今後あのままでいくのか、あれがどういう利用方法になるのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目でございますけれども、寄木線の取りつく箇所、おおむね歌津運送さんという運送会社がございますけれども、そこの入り口付近まで少しずつ勾配を下げながら取りつける予定となっております。

それから、くぼ地の部分でございますけれども、基本的には民地だということでございまして、町で大幅に改良というか盛り土して整地をすることができかねる場所でございます。しかしながら、ここの計画を立てる段階で、当時、1メートルほどの広域地盤沈下がされたということで、震災以前から排水がなかなか難しい地区でございましたので、まずもって原形復旧ということを考えれば1メートルの盛り土をすれば前の状態に戻せると。それから、課題でございました排水対策を考えるとさらに1メートルのかさ上げが必要だろうということで、現在の図面の計画上は、震災前から比べると2メートルかさ上げして全ての工事を終了するという計画となっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、今のくぼ地になっている部分は、1メートル、1メートル、2メートルのかさ上げになるということの解釈でよろしいですか。

それから、取りつけなんですけれども、大分寄木に入って山際から橋が出ているんですけれども、山際を通過するような形なんでしょうか。現在の寄木へ行く道路ではなくて、それを使うのではなくて、別ルートで歌津運送さんのほうに山際を使って入っていくような形になるのか、その辺、もう一度ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目、かさ上げの関係でございますけれども、既に1メートルほどかさ上げは終わってございますので、これからやる部分が残っているとすれば、1メートル程度改めてまたかさ上げをする工事が残ってございます。

それと、ルートでございます。橋の位置は確かに前の寄木橋よりも上流側に建ってございます。橋の位置は変わるんですが、前の農協を過ぎて、個人名を言うとあれなんです、牧野自動車の車庫があったと思うんですけれども、その周辺では現況道路とほぼほぼ同じ位置に道路が計画されてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そのくぼ地になって1メートル上がるわけなんですけれども、その土地というのは町有地なのか、換地した分なのか、民有地だけでいくのかというのは、今の国道の仮設が課長の説明ですと以前は取り壊される、仮設をふぐすというんですけれども、そこを利用する場合の道路というのはどういう状況になるのか。今言った寄木側、寄木の行く道路から通じるのか、そこから下りてその土地に行けるのか、行けないのか、その辺、大変これは重要なことですので、それによって使い勝手がいいとか悪いとか出てくるので、ちょっと想像がつかないので、仮設道路をとったときのイメージでいいですので、ご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 平面図を見ますと、仮設道路を撤去しないでそのまま使えるように見えないことはないです。しかしながら、現在の45号との交差部分で約5メートルほど盛り土をしなければならないという状況でございますので、現実的には、この45号を利用することはなかなか難しいという状況でございます。

それと、今の仮設道路につきましては、今、個人の土地を借り上げて使っているという状況でございますので、いずれ返還する時期がまいると。それで、町が今回整備といいますか復旧するのは、黄色く塗った部分でございます。かなり遠回りをしているという状況になる

わけでございますけれども、これについては今議員おっしゃるとおり土地の利用を考えた場合、なるべくかさ上げをした土地との入り口を確保しなければならないということで、距離を稼いでおります。それでちょうど中間あたりでほぼほぼかさ上げた土地と同じくらいの高さになって、今度は防潮堤を超えなきゃなりませんので、またそこから上り坂が始まるという状況となっております。ちょっと図面の印刷が薄くてのりの表示等が見えにくいんですが、寄木線から落ちてくるところも下り坂、それから中間付近がやや平らで、また防潮堤が出ますのでまた上り坂になるということで、のりだけはしっかり確保しているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 関連なんですけれども、1点だけ伺いたいと思います。

今回、寄木線の工事の減額が早まるということでわかりました。そこで伺いたいのは、歌津の商店街の前に45号線ができるのが、現在、いつごろを見込んでいるのか、課長、おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 職務上、私も知りたいなと思っておりますが、なかなかそこは教えていただけていないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長も知りたいということでわかりましたけれども、正確なところではなくて、こういった工事を進めながらなるべく早目にするという、そういう今回の事案だと思っておりますけれども、それにつけても大体の完成予定というか、そういったやつもお答えできないのかどうか、しつこいようではありますが、再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一番肝心なのが国の予算の配分だと思っております。この間、整備局から31年度の予算配分の案というものをちょっといただきまして見てございますけれども、まだ調整中ということでしっかりとした数字はいただいておりますので、要は、予算配分次第で早まることもございますし、おくれることもあるんだろうと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 町長。わかりませんか。おおよそでいいですけども。課長がわからないから、なおさら町長がわからないということ。そうですか。そういうことです。

今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 三陸道も開通して歌津の商店街の前を、商店街の皆さんも一日も早い開

通を願っていると思うんですけども、こういった事情でそういった答弁というのはいかなものかと思われまます。そこで、例えば、ことしじゅうに通るとか来年は無理だとか、そういった答弁でもよろしいですので、いただければと思います。どうしてもできないというんですけども、よろしいですけども、お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 地域課題も十分承知してございますので、町とすれば一日も早い全線開通に向けて要望していくということになるかと思っております。当然、31年度予算もそうですけれども、含めて頑張っていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

日程第6 議案第21号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第21号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号工事請負変更契約の締結についてご

説明申し上げます。

本案は、平成28年度町道平磯線ほか1路線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第21号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の40ページをごらんになっていただきたいと思えます。

工事名が平成28年度町道平磯線ほか1路線道路改良工事になります。

本工事は、平成29年10月5日付で本契約を締結し、事故繰越の承認をいただき工事を施工してございました。しかしながら、これ以上繰り越しができないことから、今回、契約の精算を行うものでございます。

今回、契約額を1億6,834万5,000円から4,381万1,280円を減額し、変更後の契約額を1億2,453万3,720円とするものでございます。

減額の主な理由は、他工事との調整により工事の進捗が見込めない区間を減工とするものでございます。

議案関係参考資料（2冊の内の2）9ページをごらん願います。

大変小さな図面で恐縮でございますが、平面図、横断図となっております。図面左側が国道45号、右側が平磯地区になります。

現契約は図面右側に旗揚げしてございます635メートルの区間となっております。減工となる区間は、図面右端の青く着色した51メートルの区間となっております。

当初契約は、既存の水路をつけかえ、県道改良工事により整備する水路に放流する計画でございましたけれども、いまだ接続先の水路の完成が未完成となっていることから、放流をすることができかねているという状況でございますので、今回、この部分を減工とし、県道の工事が完成後に再度工事の発注をしたいと考えてございます。

説明が前後いたしますが、8ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） なかなか図面でちょっと場所がどこかわからなかったのですが、課長に聞きに行きました。そうすれば、わかりやすくいえばハイム・メアーズから荒砥の方向に向かう平磯地区を中心にした路線だとわかりました。今現在、その路線は工事中なんですけど、迂回路の道路を何回も書きかえしていることで、老人ホームに行く方がもう不便だと、夜行くとどこかわからないと、そういった状況も聞いております。今後、水路の関係で延びるとのことなので、この道路の最終的な完成はいつごろを目指しているのか、これがまず1点です。

あと、平磯地区から沼田地区へ抜ける道路があります。平磯地区の高台移転した場所の前を通る道路なんですけど、この道路の整備というのはいつごろ、そして道路の幅はどれぐらいなのか、その辺最初にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事中、大変通行する皆様にご迷惑をおかけしている状況でございますので、なるべく早目に工事を完了するように業者とも詰めてまいりたいと考えてございます。

全体、大きく2路線に分かれています。1つが現在工事している路線、それからもう1点が国道45号、ちょうど三陸海岸インターから水道の配水池の横を通って東山中央線につながる道路という2路線から構成されています。この予算につきましても復興枠を使っているという状況でございますので、基本的な目標と考えておりましたが、平成32年度中の完成ということを目指しているところでございます。

今回、先行する形で、平磯線といいますか防集団地の整備をされた部分の区間を重点的に整備させていただいているという状況でございますが、これにつきましては荒砥と似たような状況でございます。現道が非常に狭いということで、まだいまだに大きい事故はないんですが、緊急車両の通行をいち早く確保したいということがございまして、幅員5メートルで整備をしているという状況でございます。

ただ、先ほどご説明申し上げたとおりまだまだ県道が完成していないという状況で、ここの区間の完成につきましては、県道の完成時期を見据えながら工事の再開をしたいと考えてございます。

それと、もう1路線につきましては、三陸海岸インター、当初、その位置が決まった段階か

ら、ある意味、町の顔になる部分であるということで、国から町に整備の要望があったとい
いますかそういう路線でございましたので、基本的には2車線で7メートルの幅員で考えて
ございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 平磯団地、あそこにできました。真新しい十数件の建物があります。確
かに緊急車両、そのためには高台の道路から必ず6メートル規模の道路を町道につなぐとい
うような計画のもとに高台移転がありましたが、なかなか沼田地区から抜ける場所に関し
ては道路が狭いと、車1台しか通れないと、行き違うのにも空き地を利用して行き違っている
状況なんですけれども、基本的には、沼田地区からの町道に抜ける道路に関しては、高台か
ら町道ということで、沼田地区からの道路の拡幅は考えていないというような感じだと思
いますが、その辺、間違いないでしょうか。

あと、32年ということでもだまだかかるような状況なのですが、道路工事のために通行どめ
が多々あって、夜行くと迂回路の道路が狭くてわからないと、とりあえず暗いときに、1台
上から行って下から1台来るとすれ違う状況にないような形で、大変地域の住民また道路を
活用している町民は困っているのですが、その辺の対策として、わかりやすいような若干の
地図とか、あとは交差できるような場所に街路灯的なものを一時的に置くような感じで場所
がわかるような形にしてほしいと思います。

課長の説明は大体わかったんですが、ただ、いろいろな人たちがいろいろな道路を使うこと
によって不便さがあるということに関しては、町でも対策を講じていかなければいけないの
かなと私は思います。

今、わかりにくいのは、平磯地区の団地の前を通る道路と、そこが今整備中なので山側の細
い道路を通っていく道路があるんですけども、その道路がとにかく細い。そして、その道
路が平磯の地区に抜けていっていると。これは何とかならないかということなんですけれど
も、課長いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、いっぱいありましたのでちょっと漏れていましたらご
指摘をお願いしたいと思います。

まずもって、車両のすれ違いということでございました。まさにそのとおりで、現在のま
までは、改良前の状態ですと1車線が精いっぱいという状況でしたので、今回5メートルとい
うことで、普通車であれば気をつけて運転していただければすれ違いは可能になるのかなと

考えてございます。

それから、沼田地区への接続でございますけれども、基本的には2車線道路を接続したいと考えてございまして、残念ながら、今現在使っている部分について、下り坂の部分ですけれども、そこは今回の整備には入っていないという状況でございますので、一旦、平磯から来た段階で2車線道路と交差して、そこを右左どちらかに右左折していただくと、2車線道路で東山中央線または国道45号に抜けられるという状況になるかと思えます。

それと、工事期間中の安全の確保といえますか、一番は、私は安全の確保だと思ってございます。議員おっしゃるように昼間はまだまだ工事をしているのでいろいろな誘導灯があるかとは思いますが、夜間、誘導者がいない中での通行ということに関しては、当然、業者ともしっかり工夫しながら、せめて迷わないように、しかも安全にということで工事を継続するようなことで対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ひとつその辺よろしくお願いします。

町民の多くがハイム・メアーズとかあらとを利用しています。そういった方々は、私の母親もあらとさんにお世話になったのですが、なかなかぐるっと袖浜を経由していくことを遠いなというようなイメージを持っています。そういったことから、沼田地区から山を通過して平磯地区のあそこまで抜けているというのが状況です。そういった中で、大変な道路だなというような形もありましたし、危険だなという体験もいたしました。

そういったことから、町の大変さもわかるのですが、早急といってもなかなかこのぐらい町内にいっぱい工事がありますので、安全交通の確保を一番に考えて担当建設会社、その辺の安全管理、あと交通指導、そういった面をしっかりと注意して今後の工事に当たってもらいたいと思います。とりあえず、あそこは高齢者を抱える家族が頻繁に通る道路でもあります。何とか早目に立派な道路をつくっていただいて、皆さんのためにもその辺お願いします。終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員からいただいたご意見を参考に工事の進捗に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回、この工事は短縮ということでわかったんですが、

そこで、現在、9ページの図から見て平成28年度というくくりがある下のあたりの部分、道路は大分できてきているみたいなんですけれども、そこで1点だけお伺いしたいのは、できた道路の側溝があるんですけれども、その側溝のふたが現在ついていないみたいなんです、将来的にはつくのか、それともそのままなのか伺いたいと思います。

あと第2点目なんですけれども、今度、45号線の境のところなんですけれども、ここを真っすぐに今議案になっている道路まで続くということなんですけれども、そこでお伺いしたいのは、45号線から道路ができた場合に海が見えるのかどうか、その点、どういう構造になるのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まだ工事中でございますので、とりあえず側溝を布設して、または周辺の工事をしているという状況でございます。いずれふたは設置する予定となっております。

それから、新しくできる道路から海が見えるかどうかというご質問でございますけれども、まだまだ現場には木が立っているという状況でございます、なかなかそこはもう確認ができないという状況でございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 側溝に関してはまだ工事中だということで、将来的につくという認識でいいのかどうか。何件かというか何人かの方に聞いたんですけれども、何か現在のままのような感じで不安を覚えている方もいたみたいなので、これで今回、課長の答弁で安心する方も多いと思います。

それで、第2点目、45号線から海が見えるのかといった変な質問なんですけれども、実は、私、以前から思っていたんですが、インター名が海岸インターという名称がついていますので、そういったことから海が見えれば、見えるようにはできないのかもしれませんが、そういったことも大切にしていっていただきたいと思います。

ちなみに、松島でも同じ海岸インターがあるんですけれども、やはり海が見えるのか見えないのかわからない状態なので、そこのところをよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 側溝のふたについては、工事の中で必要なところは設置していくという考えでございますのでご理解いただければと思います。

それから、海が見えるか見えないかでございますけれども、三陸海岸、気仙沼から石巻まで

という中で、ちょうど南三陸が中間だということでまさにセンターでございますので、そういう意味でインパクトのある名称ということで南三陸インターということをつけさせていただきました。ただ、実際海が見えるようにするにはかなり山を切らないと多分見えないだろうという想定はしてございますので、そこは心の目で海を感じていただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第22号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第22号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事に係る工事請負変更契約締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第22号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。

工事名は平成28年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事になります。

本工事につきましては、平成29年10月5日付で本契約を締結し、その後、事故繰越の承認をいただき工事を施工してございました。本年度が最終年度となることから、契約の精算を行うものでございます。

今回、契約額を7,938万円から1,706万8,320円を減額し、6,231万1,680円とするものでございます。

主な変更事項につきましては、工事予定地内に相続が発生している土地がございまして、期間内に取得の見込みが立たないことから、この区間を減工し、新たな区間を増工としたものでございます。

議案関係参考資料（2冊の内2）11ページをごらん願います。

平面図及び標準断面図になります。大変小さい図面で恐縮ではございますが、図面左側が国道45号、右側が県道清水浜志津川港線となっております。

工事につきましては、県道側から349.2メートル、約350メートルの施工を計画してございました。これにつきましては、先ほど7番議員からもご質問がございましたとおり沿線に防集団地があるということ、その交通を確保することが最重点課題だということがございましたので、県道側から工事を施工してございます。防集団地につきましては記載の箇所になります。

しかしながら、ちょうど青で着色した区間になりますけれども、この部分に相続が発生している土地がございました。これまでも何度となく交渉を進めておりましたが、事業に対するご理解、ご協力はいただけるというお返事はいただいておりますが、残念ながらその後の相続が期間内に終了できなかったということで、今回、関係する区間270メートルについて減工とさせていただきます。その分、国道側83メートルの部分、赤く着色をしておりますが、その部分を施工としたものでございます。

今後とも相続の解消につきましては鋭意努力してまいりたいと考えてございますし、なるべく早目にこの部分の工事の再開を果たしたいと考えてございます。

なお、10ページに仮契約書を添付してございますのでご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この辺の整備について、先ほど担当課から合併前から要望があったとい

うことでありましたが、整備の内容についてどのようなその計画になっているのか、その辺お知らせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事契約のときもご説明申し上げますけれども、繰り返になるかもしれませんが、延長が約2キロほどございます。現在の幅員が2ないし3メートルという町道でございまして、国道45号と荒砥地区を最短で結ぶ唯一の町道という位置づけになってございます。

基本的に、普通の乗用車が何とかすれ違いができる広さということで、幅員5メートルを計画して事業を進捗しているという状況でございまして、これにつきましても復興予算、復興枠を使っている関係上、32年度までに完成をしたいということで現在工事を進めているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、相続の関係で難航している部分は相続が終了すれば工事を始めるということによろしいんですね。

それで、起点から終点まで幅員5メートルでずっと整備していくというような解釈でよろしいんですか。いいんですね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然、今、工事を今回控えているのは相続の部分だけでございますので、その問題が解決すれば工事は再開したいという状況でございます。

それから、全て5メートルで整備をしていくという考えでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ、1点だけ伺いたいと思います。

今回、相続の件で変更になったということなんですけれども、私、わからないからちょっとお伺いしたいんですけれども、よく用地取得化加速措置とかという、そういった何かがあったみたいなんですけれども、それには適用にならなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 加速化の内容ですけれども、相続人が大多数にわたって場所もなかなかつかみにくいという方について、申請をすれば登記所で調べてあげますよということだけでして、権利の取りまとめというのはやらないと。そこはあくまでも個人の権利でございますので、それぞれ個別に必要な方がやるということでございますので、今回、相続者が誰

であるかということは容易に特定できましたので、その事業の対象者になっていないということでございますので、それ以降のほうが逆に大変だという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第23号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 6番議員本人よりの申し出により、退席をいたします。

町長、説明。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度志津川地区震災復興祈念公園北側道路災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明、建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第23号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の42ページをごらん願います。

工事名は平成30年度志津川地区震災復興祈念公園北側道路災害復旧工事になります。

本工事につきましては、平成30年9月13日付で本契約を締結し、工事を施工してございませ

た。しかしながら、他事業との調整により工事施工が困難となったことから、一部工事について減工するものでございます。

1億1,556万円から今回2,326万6,440円を減額し、契約額を9,229万3,560円に変更するものでございます。

議案関係参考資料（2冊の内2）13ページをごらん願います。

航空写真に工事箇所、赤と黄色で着色してございます。このうち、黄色で表示した側溝工243メートルの区間が他の工事で使用することとなっております。このまま工事を継続した場合は、手戻り工事の発生及び管理費用の増額が予想されることから、この区間を減工としたいと考えてございます。

12ページに仮契約書の写しを添付しておりますのでご確認をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いします。

この工事は1億1,000万円をかけての大がかりな工事なんですけれども、今の赤の着色の北側の道路なんですけれども、公園内に車どめをつけて、前の説明ですと公園内に南北に行く道路がつくというお話だったんですけれども、常に公園内の車どめをつけて公園内に道路として置くというんですけれども、常時それを使って、災害の場合、そこを使われるような方策がないものか。というのは、この道路しか北に行く道路がないんです、公園のところから。常時それを使わないと、車どめをしておくと思えない。

そしてまた、県道志津川登米線に45号線から下りていく道路と接続になるのか、ならないのか、その辺もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 議員おっしゃるとおり、赤の着色の部分は祈念公園に入っていく重要な道路でございます。この部分には、今、車どめというご質問の中でありましたが、ここには車どめを設置は当然いたしません。車どめをという話は、これも議員の今のご質問でございましたが、県道登米志津川線ですか、そちらに北から入って南側の県道登米志津川線には車両は抜けられるような形になります。

ただ、祈念公園の園内ということでございますので、南側の県道登米志津川線に抜けるほうには車どめを考えているというような話を以前させていただきました。ただ、警察協議の中

でどうしても車どめは必須ではないので、当面、しつらえとしては車どめでも設置できるようなしつらえをいたしますが、園内最徐行とかいうような原則の表示をして通すことも、常時通すということも町としては現在考えております。最終的な管理者は建設課でございますので、今後、その部分につきましても最後の調整を進めさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 昼食のため休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

議案第23号の質疑を続行いたします。及川幸子議員の2回目の質疑からお願いいたします。

及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、午前に引き続きまして質問させていただきます。

まず、1点目の赤線で北側に抜ける道路なんですけれども、幅員と赤い線で結んである細い線があります。これ多分枝道だと思うんですけれども、何メートル道路であるのか、そしてまた、先ほどの説明ですと前に公園内の道路は車どめで通れないように普段はしておくというのが解けてつながるようなお話のようでしたけれども、まさに公園、聞くところによりますと公園内が余り海拔が低いので、復興庁から改良、これを計画変更するよということを言われていることがあるのか、ないのか、そういう話も聞こえてきますけれども、従前どおりの設計でいくのか。

そして、以前、公園に水が入った場合の、ここ海拔ゼロメートル地帯なので2台のポンプをつけてポンプアップするというようなご説明と記憶していますけれども、それに変わらないのか。また、上から水が入ってきた場合、抜けない分は2台のポンプアップで間に合うのかどうか、今後、お水になったり入ったりなんかした場合、その辺懸念されますけれども、その辺のご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 復旧する道路の幅員でございます。字が小さくて大変恐縮でございますけれども、一番左側、北から南に通じる町道駅前2号線というのがございますが、これが5メートルでございます。それから、東西に抜けている分、町道高校通線については6メ

ートルでございます。それから、北東から南に通じる町道汐見廻館前線でございます。これについては車道部分が9メートルとなっております。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 震災復興祈念公園の設計について計画変更があるのではないかとという1点目のご質問でございますが、これにつきましては、ほぼほぼ地盤高等々につきましては当初の計画に変更はございません。

あと、2台のポンプというお話がございました。海拔ゼロメートル地帯云々というご質問でございます。防災対策庁舎があるエリアにつきましては、ここは盛り土をしないということでございますので、大雨とかが降ったときには、当然、冠水をしてしまうということで、ここにポンプを設置いたしまして大雨で冠水した雨水排水をポンプアップして川に流していくというような考え方でございます。津波対策としてのポンプアップではございませんので、そこにつきましてはご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 安心・安全なまちづくりを目指しているとすれば、9メートル東西の、字が細いんですけれども、国道から下りてくる道路が9メートルということで、その先国道までも9メートルだと思います。しからば、その9メートルに、祈念公園の中にある道路にどのように接続していくのか、しないのか。そしてまた、県道清水登米線から下りていく道にも接続しないとすると、やはりこれ国道を走ってきて何か有事があった場合、それ回避する迂回路にもつながらないわけです。そういうことで、果たして安心・安全なまちづくりしていくのにそれでいいのかどうか、また疑問が湧くわけですけれども、公園内の道路と接続するのか、どうなるのかということも含めてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 本件は、震災復興祈念公園の工事ではないのでグリーンでちょっと塗り潰してございますので、今のご質問の部分がなかなかタイムリーな図面が出ていない中でなかなかご説明が難しいんでございますが、この図面の国道45号から県道志津川登米線と道路が延びております。この県道志津川の津のあたりに園路の南側の端が当たるわけです。ここにスライドして、要は門型の外せるような車どめをしようと考えております。

ただ、今、議員おっしゃられました想定外を想定するような対応ということがあったときに、ここが車どめ、例えば、60キロも70キロもある石のでかいやつだったらなかなか通れないじ

やないかという部分もありますので、外せるような形の車どめをしておいて、有事の際にはそこをとっばらって、どうぞ北側に車も入れると、走れるというようなしつらえにはします。

ただ、最終的なここの管理者は建設課でございますので、軽々に私言えないんでございますが、園路なので人も歩くんです。車も通れると。そのときに事故が起きたらどうするんだという部分のことも考えた中で、ここをどのように車を通していくのかというようなことは、これは丁寧に議論して決定していくことなんでしょうとっております。

ちなみに、この園路につきましては、幅員を6メートルということで計画いたしております。これが北側の赤い部分、ここに抜けられるような形になるというような構造でございます。

私からは以上です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回、災害復旧事業ということで町道汐見廻館前線の復旧工事を行います。よく使うんですけれども、原形復旧ということでございまして、片側3メートルの車道が2つで6メートル、それから停車帯1.5メートルたしかありましたので、それでも9メートルということで、改めて今後の交通を考えた復旧方法ではございません。基本的には現況の幅員を確保して終わりという状況でございます。

それから、国道398号から延びて白い部分でございますけれども、これは実は9メートルございませんで、7メートル前後の幅員となっております。

それから、園内の道路につきましては、基本的には道路法の道路ではないということでございますので、基本的には歩行者それから車両が歩行車兼用道路という性格になりますので、当然、安全面を確保しなければ一般の通り抜けができるような開放というのはなかなか難しいんだろうと考えていますし、当然、安全な速度で走っていただくことになるかと思えます。

そのような設備がもし必要であれば、今後、計画せざるを得ないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 2点お聞きしたいと思います。

赤の道路なんですが、黄色い部分は排水溝の工事が減ったということの意味合いはわかったんですが、398から赤の道路に抜ける道路というのは、供用はいつぐらいから、もう既に開始しているのか、その辺お聞かせください。

あと、震災から8年目を迎え、被災地の祈念公園、あと慰霊と、その辺がどんどん新聞、テレビで報道されていますが、3.11を8年目迎えて、ある新聞に、ちょっと私の読み間違いかわからないのですが、一応南三陸町は開園を32年9月というような形で計画を、たしか9月

か10月かその辺だと思いますが、ある程度できた時点でことしかなんかわかんないんですけども、仮オープンみたいな文言が載っていたと思うんですが、その内容をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 12ページをごらんになっていただきたいと思います。

仮契約書になってございます。工期につきましては本年の3月25日ということに設定してございますので、まだ工事途中ということでご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁申し上げます。地元紙に掲載をされている関係かと思えます。29年の12月議会に対しまして、町として震災復興祈念公園の開園時期について一度ご説明をさせていただきました。そのときは、八幡川の防災対策庁舎を含む右岸側の工事等の調整によって全部のオープン、全体開園が32年の9月ぐらいを目標にせざるを得ないと。ただ、八幡川の右岸部分を除いたエリアにつきましては、31年、ことしの10月を目標に一部開園をしたいというご説明をさせていただきました。それを目指して当然我々進めてきたんですが、残念ながら、祈念公園の用地は複数筆ございますが、その用地の取得に不測の日数を要した関係から、どうしても一部開園の時期を後ろにせざるを得ないというような検討結果を我々復興推進課、UR、CMJVにおいて本年2月に確認をしたということでございます。それを町長にご説明して、今回、新聞にという流れでございます。

開園時期につきましては、一部開園につきましては本年の11月末を目標に工事を完了し、速やかに一部開園をしたいと。そのエリアでございますが、そのエリアは祈りの丘、一日も早く手を合わせたいという思いの方が多くいらっしゃいます。その思いに可能な限り早くお答えしたいという考え方から、11月末を目標にということで約1カ月、一部開園を後ろに倒さざるを得ないというものでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 赤の動線なんですけど、なぜこの辺を気にしているかということ、やっぱり高校生の通学路という観点から、この辺の早期の開通を私は望んでいます。今現在、志津川駅で高校生が落ちて、学校下まで行くバスに乗れなかった子たちは志津川駅から歩いて徒歩で志津川高校まで通っていると。やっぱりこの苦痛というのは、通学は必ず毎日起こることなので、この辺は子供たちにとっては大変かなと私は思っていました。八幡橋ができて、こ

こから左側に落ちていけば、随分、500メートルぐらいかな、その分近くなると思いますので、さっき3月末ぐらいに供用開始ということなので、この辺は確認終わってできた時点で、早々の供用開始、この辺にできれば町で取り組んでほしいと思います。

あと祈念公園なんですけど、今、課長が話されたのは築山の部分だと思うんです、祈りの丘というのは。この部分を開園するに当たって周辺もある程度整備しないと、なかなかこの丘には登れないというような形が私はするんです。そして、今、右岸側の防災庁舎ですか、その周辺はまだまだ工期的にはかかるということで、その辺の範囲が築山というと大体築山は3分の1ぐらいのスペースが築山の部分になっているのかなと思いますが、その辺、11月、1カ月延びたことをまち協と復興推進課長が町長に伝えたということなんですけど、それが今後延びるというようなことはないんでしょうか。あえてこの日にやるということでしたらば、やっぱり住民はもう楽しみにしていると思うんです。今、少しずつでき上がってきている祈りの丘ですか、やっぱりあそこに元気なうちに上がってみたいという住人はたくさん多いと思うので、今後延びるのか、誰でも簡単に登られる環境にあるのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 祈念公園約6.3ヘクタールでございます。築山のエリアはざっくりですけども、3分の1ではなく約半分ぐらいと捉えていただければよろしいかと思えます。周辺の工事も大事だと、おっしゃるとおりでございます。祈念公園の築山部分につきましては、ことしの11月末工事完了を目標にこれから工事を加速してまいります。

全体開園の時期につきましては32年の9月、これにつきましては現在のところ変更はいたしておりません。

一部開園がまた延びるのかという部分でございます。大きな災害等々不測の事態がなければ、11月末を目標に工事を完了するという事で詳細の工事工程を組んでおります。

周辺の部分でございますが、例えば、築山ができてもおいでになった方の駐車場がないじゃないかとか、あとはトイレはとかいう部分につきましては、周辺の町有地を一定程度整地いたしましてしっかり対応したいと考えております。

あと、築山の、うちも年寄り今いますけれども、登ってみたいという方多くいらっしゃると思います。ほぼほぼ今、築山の形状はできておりますので、ごらんいただければわかると思うんですけども、緩いスロープでぐるっと回るような形でゆっくり上がっていただけるのかなと。ただ、四方向に駆け上がりの階段もあわせて整備いたしてあります。

今後も町、UR、CMJV、3者でこの開園時期をマスト、必須、必達だという思いのもと、工事を丁寧に説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 済みません、ありがとうございます。

とりあえず予定どおり志津川高校へ向かう八幡川からの道路は間違いなく3月末、25ですか、そこで完成するというので、近々、あとは子供たちが通学できる状況になると。

あと築山なんですけれども、とりあえずまちづくり協議会の中で議論させてもらって、高齢者もゆっくりと上まで上がれるような環境づくりをしていくということがまちづくり協議会から提案され、そのとおり町では進んでいると。

そして、築山に以前は何か有事が起こったときに200人ぐらいの人たちが避難できる場所というような形の設定だと思ったんですが、それがやっぱり縮小になって20人ぐらいというような話も聞きます。果たして、あそこに何かが起こって避難する場所としては適当なのかということを私は疑問に思っていますので、今後ともその辺を町にただしていきたいと思えます。

終わります。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、高校生の部分なんですけれども、実はまち協とかあといろいろ課内で議論はするんです。そうしたときに、32年の9月には、全体開園できた後には高校生はどう歩くんだろうねという話も想像を膨らませておりまして、多分だけれどもみたいな中で、中橋を渡るでしょうと、祈念公園の桜の並木を通して、そして今後町として計画しているんですけれども、今、赤のラインだと高校へは祈念公園から約430メートルあるんですけれども、それをショートカットするような形を考えておりまして、それがそうしますと約百数十メートル短くなると、これは結構な時間になると短縮じゃないかという部分がございます、多分そういうようなルートを通りながら祈念公園の中を子供たちが通りながらというようなことも想像の中で話しております。

あと、築山でございますが、約250平米と。これは当初から変更はございません。これはTP20、海拔20メートルの上のやくやくの広さでございます。東日本大震災で志津川地区を襲った大津波は、平均でということで表現しておりますが、約16.5メートルで、その部分も含めるとこの人数よりもさらにというような形になるのかなとは思っておりますが、ただ、

いつ何どきどういう形でどちらからどのくらいの津波が来るかわからないのでという部分なので、築山があるから安心というわけでは当然私は思っておりませんので、この避難エリアはあくまでも高台の志津川高校であると説明させていただいております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

先ほど前議員の質問で、地盤高に変更はないという答弁ありました。そこで伺いたいのは、JRの気仙沼線という13ページの写真で書いてある元駅のあったところと公園の間とかその仕舞がどのようにになっていくのか、線路と全部平らになってしまうのか、それとも溝のような形でできて、現在、実は私、先ほど昼休みを利用して先ほど課長答弁あった県道志津川登米線の津と書いてあるところにちょうど先ほど説明あった道路ができるような、何て言うんですか、私、専門用語わからないので、そこに車を突っ込んで見学なり写真を撮ってきたんですけども、そこで伺いたいのは、話戻りますけれども、その間がどうだったという仕舞で結構高くなっていて、ほぼほぼ線路よりは低いんですけども、という状況になっていたんで、そのまま整備になるのかどうか。

あともう1点は、JRの線路、あと手前の陸橋というんですか、ああいったやつはどうなるのか。ピンクの線でのところは以前から水がたまるということで陸橋というか上を壊すということでしたが、その2点に関して伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁申し上げます。

震災復興祈念公園は、JRの鉄道敷に腹づけをするような形で現在整備しております。議員も先ほどごらんいただいたということでございますが、昔の元の地盤の中から約3メートルほどこのあたりは盛り土をしております。JRの線路敷に腹づけをさせていただいております。議員おっしゃるとおり、腹づけをして、さらに線路はそれよりも高いという状況でございます。基本的には、JRとのこれ以上盛るのかといえば、ほぼほぼ盛り立てた高さで計画高まで今上がっているということでございます。

あと、ボックスとかの話は建設課長から。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 震災前もそうですけれども、高さ制限を加えて、しかも雨が降ると水がたまる、ある意味交通難所の1つでございました。今回、変更後についても約9,200万

円ほどの工事費になりますか、半分近くが実はボックスカルバートの取り壊し費用でございまして、今回、基礎から全て取り去って水たまりがないように路面も盛り土をして仕上げるという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長の説明のあった腹づけという、私、その表現がわからなくて、こういうふうにJRになったら、このままいくんだか、それが腹づけという表現なんですか。ということは、そのJRの線路跡の斜めからこちらも斜めになるということではなく、平らになるということの認識でよろしいですか。わかりました。

それで、あともう1点がボックスカルバートというやつは壊してやるということなんですけれども、実はもう1カ所、先ほど津といったところにもう1個あるんですけれども、それはどのようにするのか、再度伺いたいと思います。

あと気仙沼線の元の駅を今後どのような形で町としては、JRのものだから町は考えられないというんでしょうけれども、今後、JRはどのような形でこの場所を見ているのか。例えば、町との協議で、この場所は私が思うには、以前も議場で確認しましたがけれども、記憶をとどめるというかそういった部分においては、例えば、間もなく仮に開園する公園、防災庁舎だけはわかっているけどもこの町を知っている方たちは記憶をとどめるという意味で、例えば、今あるボックスカルバートを過ぎると右手にあさひ幼稚園があつて、左手の国鉄の官舎を最終的には町の町営住宅に変えて、その奥にはさしゅうの倉庫、ちなみにカルバートの手前には田畑商店の倉庫があり、そして前、もう1軒あつた印刷屋さんがあつたりと、そういう記憶をたどれるというかとどめられる場所だと思います。

そういったことから、駅の部分を町としてはどうかどのような形で、例えば、JRとの協議がある場合に、大分様子は変わったんですけれども、現時点のままで残せるようなそういう考えというかなんかがあるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 志津川駅北側にあるボックスについては、震災前からのひとつ町にとっては課題でございました。たまたま震災があつて、JRもご存じのような状態でございますので、特にお願いして解体を許可していただいたという状況でございます。

それで、正確には南側にまだ多分2カ所ほどボックスカルバートまたは中が変わった構造物が残っておりますけれども、それらの所有者はまだJR側でございますので、JRでどういふふう跡地の利用を考えているか、私はちょっと存じていないものですからここでなかなか

かうまく説明はできないんですが、多分、いろいろな考え方があるかと思います。議員おっしゃるように残したほうがいいという案もありますし、また土地について完全に整理したほうがいいということだとは思いますが、なかなかその辺については知り得る立場にないものですから、大変申しわけございませんが。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 旧志津川駅の取り扱いにつきましては、当然、議員もご承知のことかと思いますが、JRさんの所有物であるということが第一義でございます。いずれ、先般も城場付近、松原公園付近のJRの土地の関係でお答えしたとおりでございます。今後、JRさんとさまざまな場面でどうするのかという協議はすることになるかと思いますが、議員がお話ししておりました志津川の市街地の中では、唯一と言っても過言でもないくらい当時の面影が伝わる場所であるということを念頭に置きながら交渉していきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の答弁からなんですけれども、前向きにという表現も変なんですけれども、残してほしいという町の考えがあるのかどうか、最後、確認させていただきます。

そうしないと、先ほどの課長の答弁ではないですけれども、町の中の状況を思いはせるには、それこそ心の目しかないようになると、私も何か寂しいような気がしますので、このことに関しては、多分、予算も余りかからないとは、素人考えなんですけれども、思うので、ぜひとどめるような考えで進めていっていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 1点、済みません、答弁雑で申しわけございませんでした。

JRの志津川駅の私も記憶していないんですけれども、切符を買って地下通路のようなところを通って階段をとことこと上がってホームにという部分につきましては、現在も震災前のあの状態のままでございます。

先ほど、4番議員のご質問に答えた中で、ちょっと私雑で申しわけなかったんですけれども、現在、志津川高校への避難ルートとして赤で着色したこのルートがでございます。これは私も歩きましたけれども、43メートルございます。もう少し短縮できないかという中で、図面の白抜きでJR気仙沼線と書いてあるこの線という字のあたり、ちょうど長いホームの南側の端部分になるんですけれども、この部分をJRさんとちょっと事前に協議を今重ねておりま

して、一部開削をさせていただいて、その部分をVカットして最短のルートをとという検討をしております。

ただ、議員の多分質問の根っこの部分には多分触らない部分だと思うんですけども、ホームの階段上がってという部分ではない部分に一部手を加えざるを得ないと我々としては考えているということだけは申し述べさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時44分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

6番佐藤正明君が着席いたしております。

日程第9 議案第24号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第24号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度石浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の

議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第24号の細部についてご説明いたします。

議案関係参考資料（2冊の内2）15ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度石浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津石浜漁港内です。

14ページに主な変更内容及び変更額等を記載しています。

防潮堤の陸閘部4カ所にフラップ式ゲートを3基、スライド式ゲートを1基据えつけることにより、4億3,326万4,000円の増額です。入札時にはゲートのタイプが未確定であったため、積算に計上していませんでした。なお、工事入札の見積条件として変更追加する旨を特記仕様書に明示していたものです。

査定番号6023号平棚物揚場の災害復旧工事において、震災前に製作、据えつけられていた透過型の直立消波ブロックの損傷の程度が思いのほか大きく、そのまま利用することができず、新たに製作、据えつけることにより123万8,000円の増額です。

同じくマイナス2メートル平棚物揚場の新設改良工事において、震災前に製作しておりました透過型の直立消波ブロックを利用できることが確認されたため、858万5,000円の減額です。

そのほか、現地精査の結果、設計数量の増減により合計4億2,688万6,000円の増額です。

16ページは工事箇所的位置図です。それぞれの施設等の位置をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりました。大きくは陸閘の水門の4カ所が、当時見積もりなかったのが今回計上したということはわかりました。

ただ、消波ブロックマイナス2メートル下がることによって858万円ほど減額になっております。これは以前つくっていたものを利用するからというご説明でしたけれども、これは波砕きの消波ブロックと私認識しますが、それによって、以前、今まで来た波を砕くのに、減額することによってそれに支障があるのか、ないのかという心配が懸念されますけれども、この辺は地元の人たちとは協議して、数は何個になるかわからないんですけども、

そういう心配がないのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） ご指摘の直立式の消波ブロックと申しますのは、いわゆる物揚場、岸壁に直立して立っている、そこのブロックのことでして、透過型と申しますのは、いわゆる本来ならばコンクリートの壁にすき間があいていてその中に波が入り込む、そういう構造のブロックのことを指しております。

したがいまして、もしかして議員お考えなのはいわゆるテトラポッドのような波消しブロックをお考えかとは思いますが、そうではなくて岸壁に据えつけるいわゆる直立式の波消しブロックというものでございます。

それが震災前につくっていたものを利用することによる安全性でございますが、十分現地で現物を確認いたしまして、ひび割れ等がないことを確認した上で現地に据えつけるものでございますので、安全性については確保されているものと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第25号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第25号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第25号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負変更契約の締結について、

南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第25号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料（2冊の内2）18ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津館浜漁港内です。

17ページに主な変更内容と変更額等を記載しています。

防潮堤の陸側部1カ所にフラップ式ゲートを1基、製作、据えつけることにより、1億4,059万2,000円の増額です。先ほどの議案第24号と同様、入札時の積算には未計上、ただし入札見積条件として変更追加する旨を特記仕様書に明示していたものです。

そのほか、現地精査の結果、電柱移設や仮設道路など設計数量の変更が生じました。

以上、合計1億6,850万5,000円の増額です。

19ページは工事平面図です。それぞれの施設等の位置などをご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第26号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度葦浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第26号の細部についてご説明する前に、先日、資料の一部に誤りがあり訂正させていただきました。改めておわび申し上げます。

それでは、議案関係参考資料（2冊の内2）21ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度葦浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津葦浜漁港内です。

20ページに主な変更内容及び変更額等を記載しています。

査定番号6142号防潮堤の機械設備、水門1基及び陸閘3基をそれぞれスライド式からフラップ式ゲートに変更することにより、その製作・据えつけ費が2億1,568万5,000円の増額です。

本件は、災害復旧事業として防潮堤を再整備するもので、従来設置されておりましたスライド式ゲートを前提に国との協議、手続を進めてきたため、入札時の積算にはスライド式ゲートを計上しておりました。

一方、さきの議案第24号及び第25号は、防潮堤を新しく整備するもので入札時にはゲートのタイプが未確定であったため、先ほどご説明したとおり積算には計上しなかったもので、こういった違いがございます。

また、仮締切り工の工事の追加や地盤隆起に伴う防潮堤の高さの見直し等により、設計数量の変更が生じ、防潮堤本体工の施工について2,443万3,000円の減額です。

以上、合計1億9,700万2,000円の増額です。

22ページは工事平面図です。それぞれの施設の位置などをご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。10番高橋兼次君。

- 10番（高橋兼次君） 余りございません。1点、査定番号、先ほど説明ありましたけれども、この機械設備というのは水門の機械なんですか、これ。どういう内容なんですか。
- 議長（三浦清人君） 建設課技術参事。
- 建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 更新における機械設備というくくりがございまして、その中では、例えば、ゲートのような機械それから電気関係の施設、これらをまとめて機械設備と称しております。
- 議長（三浦清人君） 高橋兼次君。
- 10番（高橋兼次君） それはわかるんだけど、ここの水門は、動力は電気になっているんですね。電気で開閉するということなんですか。
- 議長（三浦清人君） 建設課技術参事。
- 建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 先ほどご説明いたしましたとおり、水門並びに陸閘ともいわゆるフラップ式ゲートということで、いわゆる水位の上昇に伴いまして門扉が開閉するということのでございますので、電動ではございません。
- 議長（三浦清人君） よろしいですか。9番今野雄紀君。
- 9番（今野雄紀君） 20ページの査定番号6142、防潮堤について伺いたいと思います。
- これ増と減が一緒になって減額だけあれになっているんですけれども、幾らふえて幾ら減ったんだか、もしおわかりでしたら。
- あと、防潮堤の高さの見直しによる減ということで、何センチなのか、何メートルなのか、そこがおわかりでしたら伺いたいと思います。
- あと、先ほどの議案からずっと続いているんですけれども、防潮堤を設計する上で、再三増加になっている水門なり陸閘というんですけれども、それは最初に設計できなかったのか。もちろん後からするにはそれなりの理由があるんでしょうけれども、複雑なところにつくっていて、後でしかこういったことが設計できないのかどうか、そのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。
- そうしないと、一番最初の議案のように当初の予算よりも追加のほうにふえているということもあるものですから、予算のとり方としてはどうなのか、そのところも確認させていただきたいと思います。
- 議長（三浦清人君） 建設課技術参事。
- 建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 防潮堤本体工の工事の増減プラスマイナス要素についてでございますが、最終的には合計2,400万円の減額でございます。地盤隆起に

伴う防潮堤の高さの見直しといたしますのは、以前にもご説明いたしましたような震災後、現在、25センチ程度地盤が隆起しております。ただし、防潮堤のいわゆる高さ、天端の高さというのは従来と変わりはありませんので、必然的に防潮堤の高さが約二十数センチメートル低くなるということ、それに伴いますコンクリート等のいわゆる材料費が減額になるというものでございます。

それと、あとは仮締切り工というのは、やはり海に面したところでの工事でございますので、施工する際に矢板等で仮締切りを行わなければ海の水が入ってきて工事ができないということもございまして、そういった補助工法を追加するものがございます。

それぞれの詳細な増額、減額につきましては、現在、手元に詳細な資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましてでしょうか。もし、その総額がわからないことには採決できないということでしたら、少々お時間をいただきたいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 大変失礼いたしました。

それでは、詳細内訳についてご説明申し上げます。

まず、防潮堤本体工についてですが、増額の要因としてございまして、まず仮締切り工でございまして、これが約2,600万円の増となります。

それから、減額の要因といたしましては、地盤隆起に伴います防潮堤高さの見直しによるものが約6,400万円の減額でございまして、それから、盛り土材を購入土から流用土に変更したことによる減額が約1,700万円でございます。

ただ、そのほかにも、例えば、転落防止柵の設置に伴いまして約2,100万円の増ですとか、それからあとは少し細かいところで基礎の捨て石工につきまして増額になっておりますが、2,200万円とか等々ございまして、合計で約2,400万円の減額となります。

それから、水門や陸閘について当初設計に見込めなかった理由でございまして、これについては先ほど細部説明の折にも申しましたように、基本的に災害復旧事業におきましては原形

復旧が原則でございますので、従来、現地に設置されておりましたいわゆるスライド式のゲートをもとに積算することになっておりました。ただ、新設改良、新たに防潮堤を設けるところにつきましては、タイプが未定ということで計上できなかったものでございます。

なぜ、タイプが未定であったかというのは、当時、入札に向けて準備をしておりますときに、南三陸町として今後新たに設置する陸閘については人の手を介さないそういうタイプにしようということを取り決めておりましたが、まだ十分に国との協議、調整が整っていなかったことから、まず災害復旧事業においてフラップ式ゲートを当初から計上できなかったこととなります。それに連動いたしまして、新設改良工事におきましてもタイプが未確定ということで、当初設計の中には計上できなかったということでございます。

それから、地盤隆起に伴います高さの見直しというのは、先ほども申しましたように菰の浜におきましては、約25センチメートルの隆起が確認されておりますので防潮堤の高さも約25センチメートル低くなるというものでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） わざわざ時間をとっていただいて説明いただいたんですけども、先ほどの課長の説明からすると、結局、3項目だけじゃなかったと、そのほかの部分はなぜ省略したのか、その点。スペースもあるみたいなので、その点1点。

あと、今回の入札のフラップゲートの件なんですけれども、前議案にさきに戻ると、ちなみにスライドの門で見積もりというか入札することも可能だったんじゃないかと私は思うので、そうすれば私が先ほど言ったような当初の予算よりも追加の分がふえるとかそういったこともなかったんじゃないかと思うんですけども、その点に関しては。防潮堤に関しては複雑な工事なので大変だと思うんですけども、そのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。

あと、2番目の防潮堤の高さの見直しで約25センチぐらいという答弁がありました。ちなみに伺いたいのは、町内各所防潮堤工事していますけれども、見直しをする工事はここだけなのか、今後こういったあれが出てくるのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 大変失礼いたしました。

省略した理由というのは特にはございません。議員各位に理解していただきやすいような項目を挙げたと、代表的なものを挙げていくということでございます。特に何かを意図的に隠蔽しようとかというような意図はございません。

それから、スライドゲートで見積もればよかったのではないかとということでございますが、ご指摘のとおりかと思えます。ただ、先ほども申しましたように、まず災害復旧事業においては原形復旧ということが原則でございますので、当初設計においてスライドゲートを前提に積算に計上しておりますが、先ほどの議案2つについては新たにこれから設けるといことで、一定程度、県との協議でフラップゲートというのは認められる方向性というのは確認しておりましたが、まだ確かにそれでもって整備できるという状態ではございませんでしたので、いわゆる災害復旧事業と連動して動こうということで当初の積算からは除外したものでございます。

それから、高さの見直しにつきましては、基本、全ての漁港での高さの見直しを行っていくわけですが、既に県の工事等で、例えば、接続する、あるいは近接する防潮堤あるいは宅地造成等でもう既に高さが決められて施工されているような場所については、その高さに合わせるということで、実質的には地盤隆起分を見込まないような形で施工せざるを得ない場所もございます。

○議長（三浦清人君） 参事、上段の2,400万円の増減ありますね。これは変更内容では3つの項目だけなんですか。それなんですか。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） ご指摘のとおり3項目だけではございません。先ほども少し触れましたように、これ以外にも増減の要素というのはございます。ただ、議員各位に理解していただきやすいような項目を挙げたということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何もこういった小さなことにこだわって議決ができない、そういうことは全くないんですけれども、ただ、私たちも議決する上で、増減があった場合にふえた部分と減った部分をしっかり確認する必要があると思います。今回、私が聞いたことによって転落防止等2,100万円、そのほかも2,200万円、そういう数字の変更がある場合は、書類作成する上では大変かもしれませんけれども、もし載せれないんですしたら、このところにその他とかほかとかという表現も、もしくは、そうすると私みたいなねちねちっぽく聞く者に対しても説明が簡単にできるんじゃないかと思うんですけれども、今後、こういった資料をつくる上で何らかの参考にしていって、私たちも質疑させていただきたいと思います。

次に、フラップゲートに関しては、先ほど課長の答弁から聞きますと、ほぼほぼフラップゲートでやるという意思が随分伝わってきました。それでしたら、県もがらっと変わるということはないと思うので、できるだけそういったときは当初からフラップでやるという、構造

的な違いはあるのかどうかわからないんですけども、そういったことも今後考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そこのところをお伺いしたいと思います。

あと隆起した分に関しては、大体、ほかでこういった工事の見直しをするところがないという確認でよろしいかどうかだけ、確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 資料の表記につきましては、議員ご指摘のように今後改めさせていただきたいと思います。できるだけ皆様方にわかりやすいような記述に努めてまいりますので、よろしくご理解いただきますようお願いを申し上げます。

それから、フラップゲートの採用につきましては、これは実は今年度当初、寺浜漁港におきましてフラップゲートの注水試験を実施いたしました。それまでは、ある程度、県とも協議は進んでおりましたが、寺浜漁港においてフラップゲートが採用された理由の1つとしまして、実はフラップゲート、寺浜においては、いわゆる防潮堤の天端から1メートル下がったところまではいわゆる余裕高と言われるもので、いわゆる津波が押し寄せてきてもそこから1メートル余裕を持って防潮堤をつくりましょうという設計のもと、全てがつくられていこうとしております。

寺浜の場合は、その余裕高の中でフラップゲートが全ておさまっております。ということから、県もいわゆる余裕高の中でのフラップゲートの採用については比較的早い段階から認めていただいていたわけですが、当時はまだそれが完全に認められていなかったと。昨年4月にいわゆる注水試験を行い、新聞、テレビ初め報道機関でかなり大々的に取り上げていただいたこともありまして、それを転機に国並びに県でもフラップゲートの採用については比較的寛容になってきたというところがございます。

したがいまして、入札手続時点においては、まだそこまで至っていなかったという状況であったということをご理解いただきたいと思います。

隆起については、今後、必要に応じて見直していきますが、もう既に現場動いておりますので、今となっては現設計どおり進めさせていただきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点ほどお伺いします。

ここで6142号と6142号の町道の補償費です。同じ補償費なんですけれども、582万3,000円ほどの町道を切りかえる回数もふえることによる増、補償費なんですけれども、その下は取付道路ということで、これは以前に買っておいて変更なく1,000万円なんですけれども、この坪

単価、平米でもいいです、坪でもいいですけども、今度、補償費で町道として買った土地の平米、坪どっちでもいいんですけども、財産管理のほうかな、買ったと思うんですけども、その坪単価、そして、今ここで600万円ほど倍以上の額が出てきたということは、相続の関係かなにかがあっただろうか、そういうことがあったのか、なかったのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 6142号の補償費（町道）及び（取付道路）、これはいわゆる用地補償費ではございませんで、いわゆる補償工事でございます。今回の防潮堤工事によりまして、現町道及びそれに取りついてくるような道路に対して影響が出てまいりますので、その機能復旧のための工事費でございます。したがって、いわゆる土地を買ったとか、何かの物件を補償したとかという補償費ではございません。補償工事費です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、この工事が期間中というのの補償ということで解してよろしいですね。

○議長（三浦清人君） 参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 先ほど申しましたように、機能復旧でございますので工事が終わった時点で、元のおりになるかどうかは別といたしまして、もしかしたら位置が若干変わるかもしれませんが、機能を補償する工事であるということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第27号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第27号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第27号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料（2冊の内2）24ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川細浦漁港内です。

23ページに主な変更内容と変更額等を記載しています。

査定番号6143号防潮堤の機械設備水門1基、陸閘2基をそれぞれスライド式からフラップ式ゲートに変更することにより、製作・据えつけ費が1億8,884万5,000円の増額です。また、海上工事に伴い、汚濁防止膜の設置撤去や地盤隆起に伴う防潮堤の高さの見直し等により設計数量の変更が生じ、防潮堤本体工の施工について4,587万5,000円の増額です。

査定番号6064号西田物揚場の災害復旧工事では、物揚場を使用しながらの工事となるため仮設道路等が必要となり、5,631万円の増額です。

査定番号6062号細浦防波堤・護岸及び査定番号6063号細浦物揚場の災害復旧工事は、入札時の積算には未計上であったものを今回追加するものです。ただし、工事入札時の見積条件として変更追加する旨を特記仕様書に明示していたものです。

以上、合計3億1,587万1,000円の増額です。

25ページは工事平面図です。それぞれの施設の位置等をご確認願います。

以上で細部説明会といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 参事、さっきも説明あった4項目の内訳は調べてきましたか。それじゃ

あ、それぞれ一緒に。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） それでは、一番上の6143号防潮堤の細部について金額を申し上げます。まず、地盤改良に伴います増額が1億2,480万円でございます。

それから、海上工事に伴う水質汚濁膜の設置撤去に伴う増額が280万円でございます。

地盤隆起に伴う防潮堤高さの見直しによる減額が7,300万円でございます。盛り土材を購入土から流用土にすることによる減額が6,580万円でございます。

そのほかにも重機の運搬費の見直し等が若干増額になったりしておりますが、以上で合計4,587万5,000円の増額となるものでございます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第28号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第28号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第28号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料（2冊の内2）27ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度津ノ宮漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉津ノ宮漁港内です。

26ページに主な変更内容と変更額等を記載しています。

査定番号6152号防潮堤の災害復旧工事において、被覆ブロックの単価構成や工事に支障となります水道管や電柱の移設等により、1億1,072万円の増額です。防潮堤を新規に整備する工事についても、被覆ブロックの単価構成により947万円の増額です。

以上、合計で1億2,058万4,000円の増額です。

28ページは工事平面図です。それぞれの施設の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 参事、これもまた工事の質問が出てくるから。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 申しわけありません。ちょっと手元に資料ございませんので。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後2時55分 休憩

午後2時56分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 単純な質問なんですけれども、1億1,000万円という増減かなり大きいんですけれども、消波ブロックの単価の変更になる増が大きい要因の1つかなと思われましてけれども、以前ですと、人件費の高騰という理由づけがあったんですけれども、ことし30年、去年あたりはそれがなかったのか、ブロックの単価ということはコンクリートそのものが高くなっているのか、その辺、素朴な質問なんですけれども、お答え願います。

○議長（三浦清人君） 技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まず、被覆ブロック工の単価構成と表記しておりますが、これはわかりやすくいたしますと違算でございます。要するに、当初積算で計上しておりましたブロックの単価を見誤っていたことによる増額ということになります。本来、使用すべき規格のブロックではないものを積算で計上していたことによるものです。

それから、最近、人件費の高騰といったものはないのかというご質問でございますが、今、請け負っている業者の皆様方から聞いておりますところでは、最近人件費の高騰が見られるということで、年度が変わればいわゆる物価スライド制の適用を申し出てこられるということと伺っております。したがって、人件費の高騰というのは最近見られているということです。

なお、資材の高騰については、今のところ、情報としては持ち合わせておりません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ありがとうございます。

素直に見誤ったということですが、やはりそこは余りよろしくないことだと思います。1つの単価で幾らぐらいの開きがあったのか、その辺と、やはりいまだに物価スライドを使っているということで高騰があるんだということが今の説明でわかりました。

まず、1個からどのぐらいの差額が出たのか、お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 違算ということでございますが、単価的に申しますと約2倍が適正な単価であったということでございます。被覆ブロックは、例えば、津ノ宮漁港におきましてはかなりの個数、数千個の単位で使用いたしますので、1つについて約5,000円強開きがあったかと承知しております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これは設計のミスなんですか。どうなんですか。

○議長（三浦清人君） 技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 設計のミスということであると、いわゆる積算上でのミスでございますが、積算も設計の一部でございますので、そういうことからいきますと設計のミスということになります。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 大変失礼いたしました。

それでは、6152番防潮堤の増額の内訳について補足説明させていただきます。

被覆ブロックの単価構成による増でございますが、これは先ほどもご説明いたしましたとおり、いわゆる単価の見誤りがございました。いわゆる違算でございます。先ほど、4,000円ほどの増と申し上げましたが、これは大きな間違いでして、1個当たり約5万3,000円の単価が正解だったところを2万7,000円で見積もっておりました。それによります増額が約6,000万円でございます。

それから、水道、電柱等の移設に伴いますいわゆる補償費の追加が約1,500万円でございます。

それから、河川改修の仮設工の見直しによる減額が約200万円でございます。

ということで、あと諸経費等をかけますと増減額として約1億1,000万円の増となります。

それから、農山漁村の交付金事業の15番で同じく防潮堤の被覆ブロックの単価構成による増というのがございます。これも先ほどと同じ原因でございまして、個数が約400個でございますので、増額といたしまして約950万円となるものでございます。

○議長（三浦清人君） 質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 被覆ブロックの単価が大きく間違っていたということですが、この被覆ブロックは津ノ宮漁港以外でも使われているかと思えます。もう既にはめ込まれている部分もあるかと思えますけれども、どうなのでしょう。ほかのところでも同じような計算間違いがあるのか、あったのか、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 現在のところ、他の工事区においてはそのような違算はなかったと承知しております。

今回、津ノ宮漁港において違算が発生しました原因の1つとしては、当初、設計段階ではいわゆる現場打ちコンクリートと申しまして、既成のブロックを現地に設置していくものではなくて型枠を組んでコンクリートを流し込んで被覆するというような工法を想定していたところ、途中でブロックに変えたということが違算の原因であったと承知しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長より、最初はコンクリートで覆うはずが、ブロックであるためにそこで違算というか異なった算定というかしたんでしょうけれども、ただそのときに、これ以上聞いてもわかるかどうかかわからないですけれども、なぜ間違ったのかと、再発防止というわけでもないんですけれども、例えば、何か大きさが間違ったとか、あともしくは見積

もりの何かネットで見たときにいろいろ項目があつてそれが1つだけずれてしまったとか、いろいろなあれが想定されると思うんですけれども、今後、こういったことがないようにするためにはもう少しだけ詳しく違算の状況、本当はこういうのは聞きたくないんですけれども、そういう思いでお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まず、現場打ちコンクリートの場合は、単位が平方メートルになります。一方、既成の被覆ブロックを購入して現地で据えていくということになりますと、単位が1個、2個の個になります。

そこで、本来ならば単位が違いますので単価も当然変わってくるのを、そのままの単価を平方メートルから個にそのままどうも使ってしまったというのが違算の原因であったと承知しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第29号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度藤浜漁港防潮堤設置工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課の説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第29号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料（2冊の内の2）30ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度藤浜漁港防潮堤設置工事。

工事場所は、南三陸町戸倉藤浜漁港内です。

29ページに主な変更内容と変更額等を記載しています。

環境省の指導で景観に配慮した意匠となるよう防潮堤の表面を石張りのように見せるため擬石型枠を用いること等により3,847万5,000円の増額、工事中の漁港への進入確保のため仮設道路整備により2,389万円の増額です。

なお、防潮堤の増額3,800万円の内訳について主なものの内容とそれから金額を申し上げます。

先ほど申し上げました擬石型枠を使用することによりまして約900万円の増額となります。そのほか、防護柵につきまして約500万円の増額でございます。それ以外にはいわゆる景観配慮とは異なりますが、仮設の水道管あるいは消火栓等々を工事中設置することによりまして約460万円の増額、同じく仮設水道管あるいは簡易水道の復旧等につきまして約130万円の増額、こういったものが含まれております。以上、合計で6,236万6,000円の増額です。

31ページは工事平面図です。それぞれの施設の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、ただいまの説明で景観に配慮したと環境庁の指導によりとありますけれども、当初から環境省でかかわったものなのか、変更によりこの時期に環境庁から指導があったのか、その辺。

それとここの藤浜だけがそういう景観に配慮する漁港なのか。今後、そういう景観に配慮するような漁港がほかにあるのか、ないのか、その辺もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 環境省からの指導の時期でございますが、工事施工中に具体の指示があったということでございますので、今回、変更で計上させていただいているところでございます。

それから、そのほかにも環境省からの指導があるか、ないかということでございますが、基本的に、南三陸の復旧国立公園内で防潮堤等を整備する場合は環境省に協議、相談して、その指示のもとに施工してまいります。具体には、例えば、平磯漁港なども今回の防潮堤工事に際して環境省からの指導等いただいておりますので、同じように景観配慮というものが今後、工事の中で具体的に配慮されていくことになろうかと考えております。

○議長（三浦清人君） 参事、指導を受けたのかというのはわかりますか。大体でよろしいです。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 申しわけない、ちょっと。

○議長（三浦清人君） わからないんですね。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 指導を受けた内容をわからないという、今、このようですけれども……。

○議長（三浦清人君） 日にちがわからないということ。内容じゃなく日にちです。

○7番（及川幸子君） できれば、内容も欲しかったんですけれども、今、無理だと思うので、主なただいま言った何とか景観に配慮した内容で設計したご説明ありましたので、どういうところなのか。また、水道も設備になるようですけれども、どういったためにそういう水道とかが設置されるのか。ちょっとイメージが湧かないのでご説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 環境省からの指導といいますか、いわゆる国立公園区域内で工事をする際の配慮すべき事項ということで、指導といいますか指示が出るわけでした、特に、いわゆる具体的にどうしろというのではなくて景観に配慮して、いわゆる国立公園の中で景観を阻害するようなものはつくらないようにということです。

したがいまして、先ほど具体的に申し上げました防護柵等についてはできるだけ目立たないような、周辺の色調に溶け込むような防護柵の色にするようにといった指導等がございます。

それから、水道の移設とか仮の水道管の設置撤去、こういったものは防潮堤の工事と既設の水道管等がふくそうする関係上、既設の水道管に影響が出ますので、工事をする際には一時的に仮の水道管で影響がないところに移したり、あるいは本設にしたりといったことをやっているところでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

国立公園の公園内で構造物の新築または改築をする場合においては、環境大臣の許可が必要となつてございます。先ほど参事が指導と申し上げましたけれども、こちらとして許可申請をさせていただいてございます。この場所において防潮堤を新しく設置するんだけれどもと、

許可をいただきたいということで、申請者に対して環境省からは景観に配慮して工事を進めるようにという条件をつけて工事の許可が出てございます。町とすれば、それに従って工事を進めざるを得ないので、新たな費用はかかりますけれども、化粧型枠等を使って景観に配慮して工事をしたという状況でございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 済みません、向こうとこっちばかりで。1点だけ伺いたいと思います。

先ほど、参事説明あった擬石型枠、今、課長答弁あった化粧型枠という、その具体にどういったやつなのか。本来なら直接行ってサンプルでも確認すればよかったんでしょうけれども、この場で口頭で説明できるんでしたら伺いたいと思います。

あともう1点、先ほど建設課長から公園内では許可申請という答弁がありました。これ関連になるかどうかはちょっとわからないんですけども、先日、1階の私たち通用するところの掲示板、それに1カ月ぐらい前か、魚つき保安林の解除という表示が出ていました。それも景観なのか、魚を以前はふやすためという目的だったみたいですけども、震災においてほとんどの海岸線は今この議案を審議しているような防潮堤で囲われてしまいますけれども、保安林に関して今後どのようになるのか、関連なんですけれども、伺えればと思います。

○議長（三浦清人君） 技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 通常のコンクリートの型枠と申しますのはでき上がりの表面がつるつるしたような形になってまいりますが、そもそも擬石型枠と申しますのは、石を張ったような形の凹凸が型枠の表面といいますか、に施されておりまして、その型枠の中にコンクリートを流し込めば、当然のことながら石を張ったような形でコンクリートの擁壁等ができ上がるというものでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 保安林解除でございますけれども、議員ご指摘のとおり南三陸町の海岸線のほとんどが実は魚つき保安林ということで指定されてございます。何種類か保安林の種類はございますけれども、今回、防潮堤工事にする場合、施工に当たりまして保安林区域に係る部分がございます。当然、そのままでは森林法違反になりますので、これについてもまた林野庁長官宛てに申請書、解除申請といいますか、工事をしていいかどうかの許可申請書を出す必要がございます。

それで、一度申請出して内容的に特に問題なければ利害関係者等に広くお知らせをする関係上、町の掲示板において解除予定であるということを表示しているものでございまして、そ

れが終了後に許可証がまた来て、それで初めて工事に入れるという状況でございますので、多分、議員が見られたのはその手続の一環の部分だと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 擬石型枠については大体わかりました。石をはめ込んだような形で、それで色は同じコンクリートの色なのか、これ例えばの話なんですけれども、川のあれを例えた場合に、伊里前の川のような形でまた自然川づくり、こういった今回の景観に配慮したのは多自然海岸づくりみたいな、そういった形になるのかどうかだけ確認させていただきます。

あと保安林の許可申請については、随時、防潮堤ができた時点で解除の申請をしているということなんですけれども、私、前回見た経緯もあり、震災からこれまで防潮堤工事関係でどれぐらいの距離というか長さが解除に、突然の質問であれなんですけれども、おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 色につきましては通常のコンクリートと同じ色ですから、イメージされているものが黒っぽいコンクリートでしたら若干黒く思われるかもしれませんが、そのあたりによく見かけるようなコンクリートと同じ色です。特に色粉を混ぜるとか、それから何かのチップをコンクリートの中に混ぜるといったようなことは考えておりません。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補足でございます。

さまざまな製品がございましてさまざまな模様といいますかデザインがありますので、自然石に見えるものもあれば石を積んだように見える、そういう型枠もございます。それで、いずれ通常の平らな面よりも、あとで色落ちがそれぞれしてきますので、10年、20年たつと前の景観とよく合ってくると。今、施工したばかりでどちらかというと白の色が強いんですけれども、あれがだんだん黒ずんできますと、いずれなじんでくるという言い方変ですけれども、そこに模様があると本当になじみやすいような状況になるかと思えます。

それと、保安林の解除の延長ですけれども、なかなか全ての防潮堤の延長イコール解除延長ではございませんので、なかなかそこは延長としては捉えていないという状況でございますので、そこはご容赦いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 擬石型枠についてはわかりました。

そこで、もうちょっと詳しくなんでしょうけれども、現物、サンプルを見せていただければわかるんでしょうけれども、全面ぼこぼこなのか、それともよくボルダリングでついているようなスペースがあるようなぼこぼこなのか、その点だけ、ちょっと細かいようではございますけれども、確認させていただきます。

あと保安林に関しては、あとはもう当課に行ってこれ以上の確認はさせていただきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 擬石型枠を使ったときの凹凸の度合いですが、いわゆる一辺が50センチ四方ぐらいの石を積んでいく、あるいは張っていくようなイメージで凹凸があると考えていただいたらいいかと思います。余り細かく凹凸があるものでは決してございません。ですから、石と石とのすき間で凹凸があるようなイメージをしていただいたらよろしいかと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（三浦清人君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第30号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 町長、説明。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第30号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、八幡川中橋周辺において進めてまいりました平成30年度塩入地区護岸等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第30号工事請負変更契約の締結について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料（2冊の内2）の32ページをごらんください。

契約の目的、平成30年度塩入地区護岸等工事であります。

本工事は、宮城県との協議を踏まえ、旧防災対策庁舎の東側の河川の護岸工事及び中橋の災害復旧工事、道路改良工事として実施する旧防災対策庁舎東側で行う擁壁の設置工であります。昨年の6月に工事に着手し現在まで工事を進めてきておりますが、工事の進捗によりまして整備数量が確定いたしますことから、今般、請負工事の変更契約を締結するものであります。既決の契約金額から877万3,920円を減額するものであります。

議案関係参考資料の35ページをお開き願います。

本工事は、県からの受託工事であります八幡川の護岸工事及び旧防災対策庁舎東側に設置する現場打ち擁壁設置工であります。

変更減の主な内容についてご説明いたします。

平面図の右側の表、工事概略数量に記載しておりますが、コンクリートブロック工の減75平米分の減及び構造物撤去工の減、旧護岸の撤去工の減、そして仮設工の減、矢板打設工の減によるものであります。

なお、工期につきましては隣接工事との調整によりまして3月29日までの完了は実際のところ困難な状況となっております。本議会に提案させていただいております明許繰越のご決定をいただきましたならば、仮定の話で申しわけございませんが、本工事の完了は本年の5月末ごろになる見通しでございます。

34ページには位置図を、33ページには変更仮契約書の写しを添付しております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第31号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において進めている平成29年度松原公園災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第31号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料（2冊の内2）の36ページをごらんください。

工事名は、平成29年度松原公園災害復旧工事であります。

変更後の工事概要は記載のとおりであります。志津川中学校の南側の町有地換地約3.5ヘクタールに野球場、陸上競技場、遊戯施設、トイレ、駐車場等の施設を整備するものであります。

契約の相手方は、むつみ造園土木株式会社。

今般、既決の契約金額に909万3,600円を追加するというのでございます。

今回の変更内容に関しましてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の39ページをごらんください。

野球場のバックネットの基部、バックネットの下の部分でございますが、これを種子吹付か

ら土系舗装に変更いたしました。また、陸上競技場のトラックに内圏縁石を設置することとしたこと、そして公園南側の側溝の仕様を掛蓋式から落蓋式に変更することとしたものなどによりまして、909万3,600円の増ということでございます。

工期につきましては、本年3月29日といたしてはおりますが、公園エリア内にあります助作浄水場の撤去工事が諸事情によりましていまだ未着手の状態にありますことから、当該浄水場撤去後に行う予定といたしましては、やむを得ず平成31年度に繰り越し、いわゆる事故繰越として施工せざるを得ないという状況でございます。

この浄水場があります箇所は、公園施設としては緑地でございます。この部分の完成時期を現時点で明確に示すことは非常に困難ではございますが、本公園の主要な施設であります野球場、陸上競技場、トイレ、駐車場、遊戯施設に関しましては、本年5月末までには整備が完了する予定でありまして、芝の養生期間を経過した後において、浄水場エリア部分を除きまして安全対策に十分意を用いることができる限りにおきまして、供用を開始したいと考えております。

なお、公園の主要施設が本年5月中に完成した後において、本災害復旧工事は浄水場部分の工事、緑地部を残すのみとなります。この現浄水場エリアの工事施工がむつみ造園土木において施工が可能となる時期につきましては、戸倉の新浄水場から志津川市街地への通水確認後において、上下水道事業所において実施する現助作浄水場の撤去工事の工程と密接にかかわるものでございます。

現在のところ、浄水場撤去工事は本年5月末までには完成する見通しが立ってございませんので、むつみ造園土木がこのエリアの工事を施工するまで相当程度工事を休むということも想定される状況にありますことから、新年度入りしましたら早々に国や施工業者等と協議、調整を具体化していかなければならないという可能性がありますことを申し伝えさせていただきたいと存じます。

38ページにはカラー刷りの平面図、37ページには変更契約書の写しを添付してございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

900万円増額して、ただいまの説明ですと若干内圏縁石とかいろいろ景観に配慮されるような変更に変えるというように私的に解釈したんですけれども、その主な要因、どういうために900万円をかけて変更しなきゃならないのか。ただいま二、三点お伺いしましたけれども、

その辺もう少しお伺いいたします。吹きつけの関係とか3点ほどありましたけれども、当時と変わったという内容をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。時間延長したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、時間を延長いたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 議案関係資料の39ページをお開きいただきたいと思います。

まず、私、申しました野球場のバックネットの部分で土系舗装にしたという部分、この赤で着色している部分でございます。当初は、ここの部分は草を生やそうかというような設計でございました。ただ、野球協会さんとか体育協会さんと話をし、ここは草じゃなくて土のほうがよいと、だってファウルボールとか後ろにそらせたときとかに、草よりもやっぱり土なんだよという部分で、ここの部分をじゃあ土系の通常の土にしようということで、利用者目線に立った変更をしたというのが1点。

あと、内圏縁石というのは、陸上競技場の300メートルトラックの内側の赤で、要はトラックと中の部分を仕切るといいますか縁石です。これを回してほしいという話がありました。これも生涯学習課さんとかと協議した中で、これを設置していただきたいという話がありました。

何でという話でございますけれども、要は、これ中を全部芝生にするんですけれども、芝生というのは長い年月がたってくるとどんどんどん広がっていくよという部分もございしますので、そうするとこの300メートルトラックのほうまで来るじゃないというのとかがあったのが1つ。

あともう一つは、一応ここ公認はとらないんですけれども、ほかの、例えば、一関とかそういう公認のところに行くとしっかりとした内圏縁石があったコースがございますという部分もあるので、公認をとらないということに対してどうのこうのはないんですけど、それと似たような形で練習とかいろいろしたいじゃないという部分もございましたので、国庫補助の対象になるという確認をした上でこれを変更したということ。

あと、南側というのはJRの敷地でございますけれども、これ実は私も数回行っているんですけれども、西風といいますか、これで野球場の砂がどんどんどんたまっちゃうんです、側溝の中に。なので、ここにふたをかけようという、要はふたをかけない側溝を当初考えていたんですけれども、これにふたをかけて土が側溝にたまらないように、たまっちゃうと水

も流れないでしょうと、あとその土どうするのということもございますので、そういう細かいような変更をしましょうということでございます。

そのほかにもさまざまな変更細かい部分はあるんですけれども、今回、利用者目線に立った部分で変更させていただきました。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 体育協会さんとかいろいろ協議した上ということで、これは納得いたしました。

ただ、最後の側溝に砂がたまるということなんですけれども、ふたかけてしまうと見えない、むしろ見えていたほうが管理上とか砂を上げられるのに、素人考えですけれども、いいのかなと思う反面があるんですけれども、この勾配というものはそれなりにとられているんでしょうか。ふたをかけたときに流れるような、そういう勾配はちゃんと。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 当然、水勾配はとっておきまして、要は砂をためるための側溝ではございませんので、あくまでも水が流れる勾配をしっかりとって、そして要は排水を阻害しないようにというのが側溝の役割でございます。

じゃあ砂はどうなるのということになりますけれども、要は側溝に落ちずに側溝の手前とかに吹きだまるわけです。それにつきましては維持管理という中で、平成の森もそうですけれども、やはり砂が移動した部分につきましてはある程度やはり人の手でまたそれを野球場なりにきれいに敷きならすという手間は、これはやむを得ないというところかと思えます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここの維持管理というのは指定管理になるのか。その辺、今後どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ちょっと維持管理まで私の部署じゃないんですけれども、いろいろ協議をしている中で、今年度予算には指定管理ではなくて直営という形で建設課で必要な維持管理経費を見積もって予算計上させていただいていると。旧松原公園のときもそうでしたけれども、あと運営に関しましては生涯学習課さんで利用調整とかあとグラウンドの貸し借りについては、当面、平成31年度においてはそのような形でやらせていただくというの

が町の考えでございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 延長ということで1点だけ伺いたいと思います。

先ほどのやりとりから随分立派なやつができるということはわかったんですけども、私、伺いたいのは、今回の復旧工事で遊具の広場について伺いたいと思います。

以前の松原公園ですと、鉄棒とあと座って回る何か三角の途中一時危険だということで使用禁止になっていたやつとか、あとは砂場があったはずなんですけれども、今回、遊具広場を復旧するに当たって、もちろんもうできたんでしょうけれども、1つ伺いたいのは、私、こういった席で再三以前から伺っていたタコの滑り台みたいなやつは置けなかったのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 砂場でございます。タコの滑り台はございません。あと議員も、もう道路ができていますので、工事中でございますけれども、遊具の脇は通れますので、複合遊具とかブランコとか子供たちの安全に配慮したような遊具を設置させていただいておりますので、どうぞ供用開始後はご活用していただければと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ、確認の意味で、遊具を選定する上で当初からそういったタコの滑り台のようなものは検討の俎上というかあれに上がらなかったのかだけ伺って質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） タコの滑り台というのはないんですけども、複合遊具の中に滑り台というのもあるようなスライダーもございます。これ災害復旧工事でやるものでございますので、遊具もタコのといたってなかなか既製品でこれはというのはなかなかなかったというのが1つと、あとは災害復旧工事の中で複合遊具ということで滑り台、あとはブランコとか一定程度の遊具を用意させていただきましたのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第32号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第32号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において県からの委託により進めてまいりました二級河川新井田川水系新井田川河川整備事業に係る業務（その2）に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第32号業務委託変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料（2冊の内2）の40ページをごらんください。

平成28年10月、独立行政法人都市再生機構URと委託契約を結び業務を進めてまいりました新井田川河川整備事業に係る業務（その2）に関しまして、今般、事業の完了に伴う事業費の精算をしたいため、議会の議決に付すものであります。

額の確定契約でございます。既決の契約金額から8,811万7,000円を減額するというものでございます。

業務の概要等についてご説明いたします。

議案関係参考資料の43ページをお開き願います。

本業務は、被災市街地復興土地区画整理事業及び道路事業として町が新井田川をまたぐ形でかける4つの橋梁付近の左右岸の護岸工事であります。

本工事につきましては、河川管理者である宮城県と区画整理事業を実施する町との協議によりまして、橋梁付近の護岸工事に関しましては町が施工ということで現在まで工事を進めてきたところでございます。現場の工事は既にほぼ終了しております。

主な減額の要因といたしましては、築堤の盛り土材として現契約では購入土を使用することとしておりましたが、近傍の高台造成工事からの発生土を活用することといたしたことによる工事費の減額及び直接工事費の減に伴います諸経費の減などがございます。

41ページには変更仮契約書の写しを添付しております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 4つの橋、今護岸のですけども、関連でそれぞれのかかった経費、わかっている範囲でよろしいですのでお示してください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません、詳細のちょっと資料を持っていないので概算でございますが、答弁させていただきます。

一番北側の（北新井田橋）と書いてありますが、これが約2億4,300万円。そして、その下、新井田橋と書いてありますが、これが約4億3,000万円ほど。その下、未来橋と書いておりますが、これが約2億5,000万円ほど。そして、新大森橋、こちらにつきましては約7億8,000万円ほどでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、ただいまのそれぞれのピンクになっている業務委託している護岸の分が幾らなのか、わかっている範囲でお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ピンクのがまさに今回でございます書いてあるとおりなんですけれども、今回の変更額ですのでそれが今回の変更確定額の10億1,000万円ということでございます。

先ほどご質問ございました橋なんですけれども、橋の整備につきましては、宮城県から委託されている本日ご提案申し上げている工事とは別工事を実施しているものでございますので、

大変失礼ですが、申し添えさせていただきます。

○議長（三浦清人君）及川幸子君。

○7番（及川幸子君）先ほど説明にあった額に今回の額を……。町で請け負ってやっている分はこれだということ、そのほかに県は別にかかっている分があるということの解釈でよろしいですね、了解しました。

○議長（三浦清人君）ほかに。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君）なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第33号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君）日程第18、議案第33号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君）提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君）ただいま上程されました議案第33号損害賠償の額の決定及び和解についてご説明申し上げます。

本案は、本年1月16日に発生いたしました公用車の事故に関し、損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君）総務課長。

○総務課長（高橋一清君）議案第33号について細部説明いたします。

本件は、職員が運転する公用車両の交通事故により損傷した器物の損害賠償を国家賠償法第1条により町が行うことについてお諮りするものでございます。

相手方、事故の概要、損害賠償額につきましては、先ほど議案の朗読にあったとおりでございます。

事故の概要といたしましては、当町建設課所属の男性職員が運転する公用車が、仙台から南三陸町に向けて県道8号線を走行中、前方不注意及び運転注意散漫により左側に寄りすぎたため、ガードレールに接触したものであります。直ちに警察に通報し現況見分を受けました。結果、過失割合は当方が100%であり、ガードレールの修理代として総額13万5,000円を町費で負担するものであります。

なお、負担した金額については全額保険で補填とされるものでございます。

なれによる注意不足が原因と思われ、当該職員には安全運転と交通事故防止に十分努めるよう改めて注意したところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりましたけれども、1月16日というとまだ冬で、これ路面凍結かなにかあったのか、それともガードレールだからよかったというのもおかしいんですけれども、これが他者の車なんかだとこれ以上の大事故になっておりました。相手方の車までであると人身事故になってしまいかねない事故でございます。こうした場合、今、破損したガードレールの分はわかるんですけれども、公用車はどの程度壊れたのか。

それと、今後、今、矢本でみんな降りて下を回っていったの事故だと思うんです、帰りの事故ということは。有料道路を使えないというか、料金をもらえないから皆、下に降りると思うんですけれども、その辺どのようになっているのか。旅費規程の中でどうなっているのかお伺いいたします。2点お伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、路面の状況につきましては、雪や凍結ということはございませんで、晴れた状態、乾いた状態ということでございます。

出張につきましては、いわゆる時間的に余裕がない、あるいは急いで行ったり来たりが必要がある場合には、あらかじめ申請を出して有料道路の利用を認めているところでございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 車両の破損状況ではありますが、修理代金といたしましては43万円ほどの修理がかかっております。車両の左前方から後ろのタイヤにまでかけてもこすった傷があり、その修理のために43万円ほどかかったというところであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これ車両保険に入っていないとその43万円の分が下りないと思うんですけども、車両保険に公用車入っていたものなのか、その辺と、場所を、松島といいますと下を国道45号回ってきたと思うんですけども、そういう帰りだから申請をしなかったのか。その辺、どの程度の三陸道の有料道路を現在使っているのか、何%の人が使っているのか、その辺もわかっている範囲でお答えください。

○議長（三浦清人君） まず、管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 車両の修繕につきましては、議員ご承知のとおり車両保険で賄っておりまして、保険が適用されて最終的に町からの手出しはないというようなところであります。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 場所について改めて申し上げますが、松島町ということで一般道路での事故でございます。

それから、どの程度の今有料道路利用の状況がどうかというお尋ねですが、半分まではいか、いかないかぐらいだと思うんですけども、いずれ時間の制約のある出張が多いものですから、それらについては不足なく有料道路の利用をして出張している現状でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当課の職員が事故を起こしまして、大変皆様方にご心配とご迷惑をおかけしております。大変申し訳ありませんでした。

事故の現場でございますけれども、通称利府街道と呼ばれている場所でございます、具体的に申し上げますと国道45号から利府街道にこちらから行くと右折するところがございます。橋を渡って行きますと最初に松島中学校がございまして、右側に松島町がございまして、それから、JRのガードをくぐりますと左手に松島第二小学校がございまして、それから、もう少し行くと陸上自衛隊の反町分屯地というのがちょっと奥のほうに、左側でございますけれども、あります。そこから間もなく仙台に向かった地点だと聞いてございます。

○議長（三浦清人君） まだあるの。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今後、やはり多分この方もなれない道のでそういう事故に遭遇したものと解しますけれども、職員が出張するとき、大変の時間的余裕も、先ほど総務課長の答弁にあったようにそういう事案になるとまた事故を起こしかねなくなりますので、できるだけそういう旅費規程に乗って有料道路を使えるような環境づくりに配慮していただきたいと思

います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後4時20分 延会